

平成 27 年度 決算 に 係 る  
定 期 監 査 調 書

平成 28 年 6 月

東部福祉保健事務所



目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1
3	組織及び業務調べ	1
4	職員の定員、現員調べ	2
5	役付職員の調べ	2
6	主な事業に関する調べ	3
7	収入証紙取扱額調べ	9
8	収入事務処理状況調べ	11
	(1) 分担金及び負担金	
	(2) 使用料	
	(3) 手数料	
	(4) 財産収入	
	(5) 諸収入	
	(6) 現金の取扱状況	
9	収入未済額調べ	14
10	未収金回収促進のための取り組み状況調べ	16
11	不納欠損額調べ	19
12	負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ	19
	(1) 負担金	
	(2) 補助金	
	(3) 交付金	
	(4) 委託料	
13	工事請負費調べ	24
14	財産に関する調べ	24
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の受払状況	
15	財産の貸付及び使用許可調べ	26
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
16	借受不動産明細調べ	27
17	職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ	27
	(1) 職員住宅	
	(2) 職員駐車場	
18	自動車（二輪を除く）の管理状況調べ	28
19	寄附物件の受納状況調べ	28
20	備品の処分状況調べ	28
21	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	29
	(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	
	(2) 物品の照合	

【福祉保健事務所共通個別事項】

22	介護保険・介護サービス事業の状況	30
	(1) 介護サービス事業者の指定等の状況	

(2) 介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況	
23 障害福祉サービス事業の状況	3 2
(1) 障害福祉サービス事業者の指定等の状況	
(2) 障害福祉サービス事業者に対する指導監査の状況	
(3) 障害児通所支援事業者の指定等の状況	
(4) 障害児支援サービス提供事業者に対する指導監査の状況	
24 心と女性に関する相談状況(心と女性の相談室対応分を含む。)	3 4
25 障がい者福祉の状況	3 4
(1) 身体障がい者福祉の状況	
(2) 知的障がい者福祉の状況	
(3) 精神障がい者福祉の状況	
26 児童福祉の状況	3 5
(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況	
(2) 母子世帯の施設入所状況	
27 母子及び父子並びに寡婦福祉業務の状況	3 5
(1) 母子・父子自立支援員活動状況	
(2) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
(3) 父子福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
(4) 寡婦福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
28 生活保護業務	3 9
29 社会福祉施設に対する指導監査の状況	3 9
30 特定給食施設に対する指導の状況	4 0
31 健康に関する事業の実施状況	4 1
(1) 健康づくり文化創造事業	
(2) 女性の健康づくり支援事業	
(3) 母子保健事業	
(4) 思春期保健事業	
(5) 不妊治療費助成金交付事業	
(6) 食育推進普及事業	
(7) 歯科保健事業	
(8) がん対策事業	
(9) がん検診推進パートナー企業認定状況	
(10) 医療相談対応等状況	
32 医療施設等の検査等の状況	4 6
(1) 医療関係施設の立入検査の状況	
(2) 薬事監視の状況	
33 感染症等に関する業務の状況	4 7
(1) 結核予防の状況	
(2) 感染症の発生等の状況(結核を除く)	
(3) エイズ及び性感染症の相談・検査の状況	
(4) 肝炎の相談・検査・治療費助成の状況	
(5) 感染制御地域支援ネットワーク事業実施状況	
34 原爆被爆者健康手帳交付者及び手当受給者の状況	4 9
35 難病患者の状況	4 9
36 身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況	5 0
37 身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	5 0
38 知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況	5 0
39 知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	5 0
40 意見、要望等	5 0
(1) 業務に関する意見・要望等	
(2) 監査委員事務局に対する要望等	

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項 該当なし

(2) 監査意見 該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況 該当なし

3 組織及び業務調べ

局（所）名	課名	係(班)名	課の主な所掌事務
東部福祉保健事務所	福祉企画課	企画総務担当	会計、庶務、庁舎管理、民生・児童委員の活動支援、統計調査、災害救助法関係、母子・父子及び寡婦福祉資金貸付・償還
		指導支援担当	福祉サービス事業所指定業務（介護保険、障害福祉サービス等）、福祉サービス事業所指導監査業務（介護保険、障害福祉サービス、児童福祉等）、地域包括支援センター指導支援、保育所補助金、保育所等届出受理等、子育て王国推進事業
	障がい者支援課	障がい者支援担当	身体障がい者福祉、知的障がい者福祉、身体障害者手帳、療育手帳、補装具の判定・相談、自立支援医療（更生医療）判定・市町に対する身体及び知的障がい者福祉に関する専門的技術支援、市町地域自立支援協議会、発達障がい者支援、障がいの虐待防止・権利擁護、農福連携の推進
		精神保健担当	精神保健福祉、精神保健福祉手帳、精神障害者地域移行・地域定着支援事業、ひきこもり対策、アルコール・薬物依存相談、自立支援医療（精神通院医療）事務、高次脳機能障がい者支援、自死予防対策
	健康支援課	医薬・疾病対策担当	医事、薬事、献血推進、地域保健医療計画推進の進捗管理、医療安全相談、医師・看護師等免許、薬物乱用防止普及啓発、災害用備蓄医薬品等の管理、感染症対策、健康危機管理・災害時医療救護、エイズ予防、ハンセン病対策、原爆被爆者医療、指定難病対策、肝炎治療特別促進事業、石綿健康被害救済給付事業
		がん対策・健康づくり支援担当	がん対策事業、認知症対策、糖尿病対策、思春期健康問題プロジェクト事業、健康づくり文化創造事業、食育地域ネットワーク強化事業、健口食育プロジェクト事業、介護予防、地域リハビリテーション、地域保健、健康増進、母子保健、歯科保健、女性の健康づくり、栄養改善、小児慢性特定疾患、不妊治療費助成

4 職員の定員、現員調べ

(平成28年4月1日現在)

区分	種別	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
		当該年度	27.4.1現在	当該年度	27.4.1現在	当該年度	27.4.1現在	当該年度	27.4.1現在	
	定員	23	23	21	21	0	0	44	44	
	現員	(5) 28	(6) 29	(7) 25	(6) 25	(0) 0	(0) 0	(12) 53	(12) 54	当該年度育休(産休)中 12名を含む
	過不足(△)	5	6	4	4	0	0	9	10	
	臨時職員	1	0	3	2	0	0	4	2	採用前提保健師 1 採用前提衛生技師 1
	非常勤職員	11	10	2	3	0	0	13	13	事務8、母子父子寡婦 福祉資金貸付金償還協 力員2、技術1(看護 師)、嘱託医師1、 農福連携コーディネーター1

5 役付職員の調べ

(平成28年6月1日現在)

職名	氏名	在職期間		備考
		年	月	
福祉保健事務所長	大口 豊	1	2	
副所長 (兼)福祉企画課長	田嶋 健一	1	2	出納員
副所長 (兼)保健所長	長井 大	9	10	
福祉企画課 指導支援担当参事	高橋 智鶴	2	2	
福祉企画課 課長補佐	西尾 孝之		2	
障がい者支援課長	馬田 浩一	1	2	
障がい者支援課 課長補佐	大塚 月子	1	2	
健康支援課長	長谷川 ゆかり	1	2	
健康支援課 課長補佐	漆原 広実		2	
医薬・疾病対策担当課長補佐	田中 洋子		2	
がん対策・健康づくり 支援担当課長補佐	坂本 裕子	1	2	

6 主な事業に関する調べ

事業名	概 要																																																																																																																																																																					
1 福祉サービス事業所の指導監査  決算額 - 千円	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的 高齢者、障がい者、児童に対する良質な福祉サービスの提供を確保するため、各種福祉サービス事業所に対する法令に基づいた指導監査の充実・強化を図る。</p> <p>(イ) 事業の実施状況 東部圏域の福祉サービス事業所を対象に実地指導、集団指導、書面監査を実施した。</p> <p>【主な事業所の実施結果（平成27年度実地指導）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">全 数※</th> <th colspan="3">H27実地指導</th> </tr> <tr> <th>法人</th> <th>事業所・施設</th> <th>サービス</th> <th>法人</th> <th>事業所・施設</th> <th>サービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護保険事業所</td> <td>151</td> <td>314</td> <td>660</td> <td>46</td> <td>51</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>老人福祉施設</td> <td>14</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>障害福祉サービス事業所</td> <td>100</td> <td>133</td> <td>243</td> <td>35</td> <td>51</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>障害児支援サービス事業所</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>28</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>認可保育所</td> <td>16</td> <td>63</td> <td>63</td> <td>10</td> <td>29</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>児童福祉施設</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ H28.3.31現在までの指定済事業所等の数</p> <p>【実地指導における指摘状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th rowspan="3">事業所・施設 (a)</th> <th colspan="6">指摘状況</th> </tr> <tr> <th colspan="2">文書指摘施設</th> <th colspan="2">口頭指摘のみの施設</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>施設数 (b)</th> <th>指摘率 (b/a)</th> <th>施設数 (c)</th> <th>指摘率 (c/a)</th> <th>施設数 (d)</th> <th>指摘率 (d/a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護保険事業所</td> <td>51</td> <td>30</td> <td>58.8%</td> <td>7</td> <td>13.7%</td> <td>37</td> <td>72.5%</td> </tr> <tr> <td>老人福祉施設</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>91.6%</td> <td>1</td> <td>8.3%</td> <td>12</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>障害福祉サービス事業所</td> <td>51</td> <td>42</td> <td>82.4%</td> <td>2</td> <td>3.9%</td> <td>44</td> <td>86.3%</td> </tr> <tr> <td>障害児支援サービス事業所</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>37.5%</td> <td>1</td> <td>12.5%</td> <td>4</td> <td>50.0%</td> </tr> <tr> <td>認可保育所</td> <td>29</td> <td>20</td> <td>69.0%</td> <td>8</td> <td>27.6%</td> <td>28</td> <td>96.6%</td> </tr> <tr> <td>児童福祉施設</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>50.0%</td> <td>1</td> <td>50.0%</td> <td>2</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【各法令に基づく立入調査状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護保険事業所</td> <td>7件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>7件</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>老人福祉施設</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>障害福祉サービス事業所</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>障害児支援サービス事業所</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>認可保育所</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-(1件)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>児童福祉施設</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 許可保育所の（）内の数は、届出保育所の立ち入り調査件数。</p> <p>イ 平成27年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <p>■ 通報等に対する対応 平成27年度は、利用者家族からの苦情や従業者からの通報等を受け、速やかに立ち入り調査を実施し、介護保険事業所では勧告1件、指定取消3件、障害福祉サービス事業所では指定取消1件の指導・処分を行った。</p> <p>■ 指導監査の充実強化 (ア) 市町との連携指導の強化（介護保険サービス、障害福祉サービスで強化） ・ 関係市町（保険者・給付権者）との連携による合同指導監査を実施し、適正運営の指導を強化するとともに、介護給付費の適正給付についても指導を強化した。</p>	区 分	全 数※			H27実地指導			法人	事業所・施設	サービス	法人	事業所・施設	サービス	介護保険事業所	151	314	660	46	51	83	老人福祉施設	14	30	40	11	12	12	障害福祉サービス事業所	100	133	243	35	51	73	障害児支援サービス事業所	16	16	28	8	8	13	認可保育所	16	63	63	10	29	29	児童福祉施設	2	2	2	2	2	2	区 分	事業所・施設 (a)	指摘状況						文書指摘施設		口頭指摘のみの施設		計		施設数 (b)	指摘率 (b/a)	施設数 (c)	指摘率 (c/a)	施設数 (d)	指摘率 (d/a)	介護保険事業所	51	30	58.8%	7	13.7%	37	72.5%	老人福祉施設	12	11	91.6%	1	8.3%	12	100%	障害福祉サービス事業所	51	42	82.4%	2	3.9%	44	86.3%	障害児支援サービス事業所	8	3	37.5%	1	12.5%	4	50.0%	認可保育所	29	20	69.0%	8	27.6%	28	96.6%	児童福祉施設	2	1	50.0%	1	50.0%	2	100%	区 分	H23	H24	H25	H26	H27	介護保険事業所	7件	1件	1件	7件	13件	老人福祉施設	-	-	-	-	-	障害福祉サービス事業所	-	-	-	5件	5件	障害児支援サービス事業所	-	-	-	-	-	認可保育所	-	-	-	-(1件)	-	児童福祉施設	-	-	-	-	-
区 分	全 数※			H27実地指導																																																																																																																																																																		
	法人	事業所・施設	サービス	法人	事業所・施設	サービス																																																																																																																																																																
介護保険事業所	151	314	660	46	51	83																																																																																																																																																																
老人福祉施設	14	30	40	11	12	12																																																																																																																																																																
障害福祉サービス事業所	100	133	243	35	51	73																																																																																																																																																																
障害児支援サービス事業所	16	16	28	8	8	13																																																																																																																																																																
認可保育所	16	63	63	10	29	29																																																																																																																																																																
児童福祉施設	2	2	2	2	2	2																																																																																																																																																																
区 分	事業所・施設 (a)	指摘状況																																																																																																																																																																				
		文書指摘施設		口頭指摘のみの施設		計																																																																																																																																																																
		施設数 (b)	指摘率 (b/a)	施設数 (c)	指摘率 (c/a)	施設数 (d)	指摘率 (d/a)																																																																																																																																																															
介護保険事業所	51	30	58.8%	7	13.7%	37	72.5%																																																																																																																																																															
老人福祉施設	12	11	91.6%	1	8.3%	12	100%																																																																																																																																																															
障害福祉サービス事業所	51	42	82.4%	2	3.9%	44	86.3%																																																																																																																																																															
障害児支援サービス事業所	8	3	37.5%	1	12.5%	4	50.0%																																																																																																																																																															
認可保育所	29	20	69.0%	8	27.6%	28	96.6%																																																																																																																																																															
児童福祉施設	2	1	50.0%	1	50.0%	2	100%																																																																																																																																																															
区 分	H23	H24	H25	H26	H27																																																																																																																																																																	
介護保険事業所	7件	1件	1件	7件	13件																																																																																																																																																																	
老人福祉施設	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																	
障害福祉サービス事業所	-	-	-	5件	5件																																																																																																																																																																	
障害児支援サービス事業所	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																	
認可保育所	-	-	-	-(1件)	-																																																																																																																																																																	
児童福祉施設	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																	

(イ) 法人指導監査員による会計・経理分野における指導強化等

・法人の会計・経理分野に精通した福祉保健課法人指導監査員及び保育施設の基準に精通した子育て応援課保育専門員が事業所・施設の指導監査に同行し、会計・経理分野の指導強化及び保育の資質向上について指導を行った。

区分	市町村の同行	法人指導監査員の同行	保育専門員の同行
介護保険事業所	6事業所	20事業所	—
障害福祉サービス事業所	43事業所	19事業所	—
認可保育所	—	13施設	22施設
計	49事業所	52職・機	22施設

ウ 成果

経理や保育等の専門分野に精通した職員との同行指導監査で、当所担当職員のスキルアップが図られるとともに、市町との合同指導監査の実施により、施設基準から介護給付費に至る一連の業務をより詳細に調査することが可能となり、指導の強化や介護給付費の適正化を図ることができた。

エ 課題

密告、通報が増加していることから、指導対象の事業所数が増加している中で、運営基準等の内容を熟知した職員による指導を行う必要があり、職員の一層の資質向上を図るとともに指導体制の強化が急務となっている。

一方、不適切な施設運営の防止に努めるためには新規指定時における申請内容の詳細なチェックと早い段階での実地指導が必要であることから、関係機関との連携を密にし、問題点の洗い出しと適正指導を行える体制作りが求められる。

また、鳥取市の中核市への移行に伴い、福祉サービス事業所の指定・指導に係る権限は当事務所から鳥取市へ移譲されることとなっている。移譲を円滑に進めるため、同行指導の実施などにより鳥取市との連携を強化する必要がある。



6 主な事業に関する調べ

事業名	概	要																																																							
自死対策事業	ア 目的及び事業の実施状況																																																								
決算見込額 69千円	(ア) 目的 警察の統計では、鳥取県の自死者数は減少傾向にあり、平成27年は自死者数105人と最も多かった平成20年の212人をに比べ半減した。																																																								
(財源内訳) 国庫支出金 0円	東部圏域においては、自死者数は県同様減少傾向にあるものの、20歳代から40歳代の自死死亡率はやや増加傾向にあるため、企業等と連携して直接これらの世代の方へ働きかけメンタルヘルスの向上及び自死の予防を図る。																																																								
一般財源 0円	<鳥取県自死者数(警察庁)> (人)																																																								
その他 69千円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>212</td> <td>166</td> <td>178</td> <td>166</td> <td>130</td> <td>130</td> <td>114</td> <td>105</td> </tr> </tbody> </table>	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	212	166	178	166	130	130	114	105																																								
H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27																																																		
212	166	178	166	130	130	114	105																																																		
政策項目 Ⅲ暮らしに安心 9. 自殺対策推進	<年代別自死死亡率(人口動態統計)> (人口10万対)																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">20歳代</th> <th colspan="2">30歳代</th> <th colspan="2">40歳代</th> </tr> <tr> <th>鳥取県</th> <th>東部</th> <th>鳥取県</th> <th>東部</th> <th>鳥取県</th> <th>東部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>35.5</td> <td>45.6</td> <td>27.3</td> <td>23.4</td> <td>17.7</td> <td>28.1</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>27.3</td> <td>23.4</td> <td>23.4</td> <td>16.7</td> <td>38.6</td> <td>56.8</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>49.8</td> <td>67.2</td> <td>25.0</td> <td>30.2</td> <td>29.7</td> <td>28.5</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>30.3</td> <td>34.9</td> <td>25.7</td> <td>24.2</td> <td>27.9</td> <td>21.3</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>22.8</td> <td>22.7</td> <td>32.2</td> <td>31.9</td> <td>34.7</td> <td>31.7</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>36.2</td> <td>18.8</td> <td>27.1</td> <td>36.4</td> <td>20.0</td> <td>24.4</td> </tr> </tbody> </table>		20歳代		30歳代		40歳代		鳥取県	東部	鳥取県	東部	鳥取県	東部	H21	35.5	45.6	27.3	23.4	17.7	28.1	H22	27.3	23.4	23.4	16.7	38.6	56.8	H23	49.8	67.2	25.0	30.2	29.7	28.5	H24	30.3	34.9	25.7	24.2	27.9	21.3	H25	22.8	22.7	32.2	31.9	34.7	31.7	H26	36.2	18.8	27.1	36.4	20.0	24.4	
	20歳代		30歳代		40歳代																																																				
	鳥取県	東部	鳥取県	東部	鳥取県	東部																																																			
H21	35.5	45.6	27.3	23.4	17.7	28.1																																																			
H22	27.3	23.4	23.4	16.7	38.6	56.8																																																			
H23	49.8	67.2	25.0	30.2	29.7	28.5																																																			
H24	30.3	34.9	25.7	24.2	27.9	21.3																																																			
H25	22.8	22.7	32.2	31.9	34.7	31.7																																																			
H26	36.2	18.8	27.1	36.4	20.0	24.4																																																			
	(イ) 事業の実施状況																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内 容</th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">普 及 啓 発</td> <td>街頭キャンペーン・パネル展示 時期：自殺予防週間(9月10日～16日) 会場：鳥取市ショッピングセンター 内容：啓発グッズの配布 健康政策課主催の街頭キャンペーンへの参加 時期：自殺対策強化月間(3月)</td> <td>啓発グッズ等配布数 450部</td> </tr> <tr> <td>企業向けメンタルヘルス出前講座の実施 会場：各企業 内容：企業等の職員を対象にメンタルヘルスの基礎知識自死予防ゲートキーパー養成研修等を実施。またストレスチェックも希望時実施。</td> <td>企業数：18企業 (延22回) 参加者数：1,038人</td> </tr> <tr> <td>新入社員向けメンタルヘルス研修 開催日：平成27年7月27日 会場：東部福祉保健事務所 内 容：講演「新入社員が心元気に働くために必要なこと」 対 象：各企業の新入社員</td> <td>参加者：38名</td> </tr> <tr> <td>大学生への啓発のあり方の検討 鳥取環境大学と学生への効果的な普及啓発のあり方について協議した</td> <td>学生の生活習慣等について把握した</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	内 容	実 績	普 及 啓 発	街頭キャンペーン・パネル展示 時期：自殺予防週間(9月10日～16日) 会場：鳥取市ショッピングセンター 内容：啓発グッズの配布 健康政策課主催の街頭キャンペーンへの参加 時期：自殺対策強化月間(3月)	啓発グッズ等配布数 450部	企業向けメンタルヘルス出前講座の実施 会場：各企業 内容：企業等の職員を対象にメンタルヘルスの基礎知識自死予防ゲートキーパー養成研修等を実施。またストレスチェックも希望時実施。	企業数：18企業 (延22回) 参加者数：1,038人	新入社員向けメンタルヘルス研修 開催日：平成27年7月27日 会場：東部福祉保健事務所 内 容：講演「新入社員が心元気に働くために必要なこと」 対 象：各企業の新入社員	参加者：38名	大学生への啓発のあり方の検討 鳥取環境大学と学生への効果的な普及啓発のあり方について協議した	学生の生活習慣等について把握した																																												
事業名	内 容	実 績																																																							
普 及 啓 発	街頭キャンペーン・パネル展示 時期：自殺予防週間(9月10日～16日) 会場：鳥取市ショッピングセンター 内容：啓発グッズの配布 健康政策課主催の街頭キャンペーンへの参加 時期：自殺対策強化月間(3月)	啓発グッズ等配布数 450部																																																							
	企業向けメンタルヘルス出前講座の実施 会場：各企業 内容：企業等の職員を対象にメンタルヘルスの基礎知識自死予防ゲートキーパー養成研修等を実施。またストレスチェックも希望時実施。	企業数：18企業 (延22回) 参加者数：1,038人																																																							
	新入社員向けメンタルヘルス研修 開催日：平成27年7月27日 会場：東部福祉保健事務所 内 容：講演「新入社員が心元気に働くために必要なこと」 対 象：各企業の新入社員	参加者：38名																																																							
	大学生への啓発のあり方の検討 鳥取環境大学と学生への効果的な普及啓発のあり方について協議した	学生の生活習慣等について把握した																																																							

相談体制の整備	関係機関連絡調整会議の開催 ・市町担当者連絡会（7月、2月） ・相談窓口担当者連絡会（1月）	
---------	--	--

イ 平成27年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

(ア) 関係団体等への積極的な働きかけ

平成26年度間取りを行った労働基準協会や障がい者職業センター、協会けんぽ鳥取などの団体に、出前講座や新人向けメンタルヘルス研修会等の周知に関する協力依頼を行い、広く周知に努めたことで出前講座の希望企業が増え、直接20歳代から40歳代の方に自死予防について働きかけることができた。

(イ) 効果的な普及啓発の実施

出前講座を実施する企業に対しては、事前に従業員のメンタルヘルス不調者の有無や組織としてのメンタルヘルス対策の取組、課題の有無等を聞取ること、企業の実情や課題に即した内容を講話に盛り込むことができた。

(ウ) 若年層への働きかけ

うつ、自死のきっかけの1つとなりうる、就職という壁を乗り越えるための支援として新入社員向け研修を初めて開催した。

また、大学生への取り組みを進めるため、情報収集や連携強化のため、鳥取環境大学と学生への効果的な啓発に向けた協議を行った。

ウ 成果

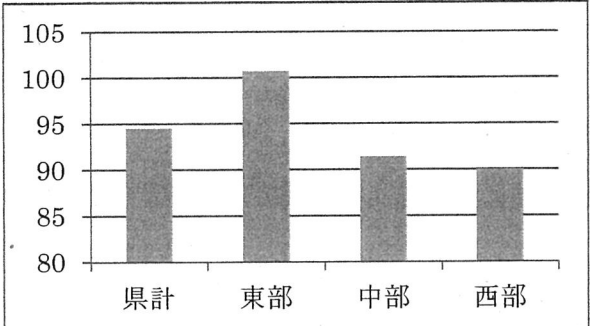
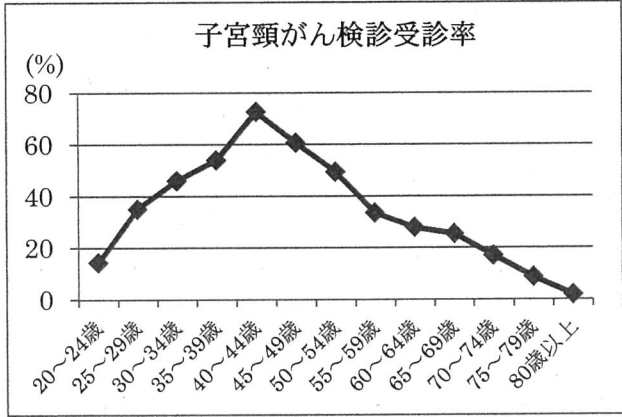
(ア) 出前講座を受講したほとんどの者から「研修内容を理解した」「研修内容を今後の生活に生かせる」との感想が聞かれ、出前研修を希望する企業の増加につながった。

(イ) 新入社員向け研修を受講した者の8割以上は、「新入社員のメンタルヘルスケアの1つとしてこのような研修は必要」と回答しており、直接新入社員のメンタルヘルスに働きかける機会となった。

エ 課題

- ・依然、若年層の自死が多いことから引き続き企業や団体の従業員等に対して出前講座や啓発を行なっていくことが必要である。特に、20歳代の自死予防対策として新入社員向け研修を継続するとともに、更に早期に大学生等へ働きかけることが必要だと思われる。効果的な介入方法を鳥取環境大学等と引き続き検討する必要がある。
- ・また、睡眠の大切さを子供のころから理解することも必要だと思われ、小・中学校等と連携を図ることも必要である。
- ・自死者数は減少傾向にはあるが、自殺予防週間や自殺対策強化月間を中心に県や市町が実施する自死予防キャンペーン等に協力し、引き続き一人でも多くの県民に心の健康に関心をもってもらえるよう取組む必要がある。
- ・様々な団体・機関がメンタルヘルスへの取り組みを行っているが、連携がほとんどないため、引き続き相談窓口担当者会等で連携強化を図り、効果的な自死予防対策を行う必要がある。

6 主な事業に関する調べ

事業名	
<p>[地域のがん対策]  <input type="radio"/>がん対策推進体制強化事業  <input type="radio"/>がん検診受診促進事業  <input type="radio"/>がん医療提供体制整備事業</p> <p>決算(見込)額                  2,584,795円</p> <p>(財源内訳)                  国庫支出金                  1,292,397円                  一般財源                  1,292,398円                  その他                  0千円</p> <p><input type="radio"/>将来ビジョン                  V ささえ合う                  (4)「あんしん医療体制」構築と「健康づくり文化」の創造</p> <p>政策項目                  III 暮らしの安心                  6 がん対策の戦略的推進</p>	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部圏域は、中部、西部に比べて子宮がん罹患率が高い</li> <li>・ 乳がん検診、20代・30代の子宮頸がん検診の受診率が低い。</li> <li>・ そこで、平成27年度は「女性のがんの啓発の更なる強化」(子宮がん20～30歳代、乳がん40～50歳代をターゲット)を重点にがん対策を推進した。</li> </ul> <p>《参考》                  【子宮がん:地域別、標準化罹患比3年平均(2008～2010年)(75歳未満)】</p>  <p>出典: 鳥取県がん登録事業報告</p> <p>【平成26年度 鳥取県子宮頸部がん検診受診率(年代別)】</p>  <p>出典: がん検診実績報告書</p> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <p>① 一般県民を対象とした普及啓発</p> <p>a) 女性のがんの普及啓発の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子宮頸がんを予防する日本全国キャンペーンへの協力(鳥取県細胞検査士会主催)                      (4/11 鳥取駅周辺、鳥取大丸、イオン鳥取店)                      内容: 啓発物配付、アンケート実施【配布数500】</li> <li>・ 鳥取私立幼稚園・認定こども園フェスティバルにて啓発                      (10/17 コカコーラウエストスポーツパーク、県民体育館メインアリーナ)                      内容: 啓発物配布、パネル展示、マンマモデル触診体験【配布数270】</li> <li>・ 乳がんキャンペーンへの協力(診療放射線技士会主催)                      (10/18 イオンモール鳥取北店)                      内容: 無料乳がん検診(19人)、パネル展、自己触診モデル展示、クイズラリー、バルーンアート、骨粗鬆症測定体験等</li> <li>・ 鳥取大学・鳥取環境大学における啓発(1月～)                      内容: 掲示板、女子トイレ内に子宮頸がんに関する啓発物を掲示</li> <li>・ 市町の乳幼児健診での啓発                      内容: 乳幼児健診に来所した母親等へ乳がん・子宮がん検診受診を勧奨</li> </ul> <p>b) その他のがんに係る普及啓発</p>

- ・世界禁煙デーキャンペーンの実施（5/31 イオンモール鳥取北店）
- ・がん征圧月間キャンペーンの実施（医師会、保健事業団、県の共催）  
（8/28 イオンモール鳥取北店）
- 内容：啓発物配付
- c) あらゆる機会を通じた普及啓発
  - ・当所作成啓発チラシをデータ更新し、管内市町に配布
- d) 出張がん予防教室の実施
  - ・小・中・高等学校等対象 4回 【参加者681名】
  - ・中学校長会にて出張がん予防教室PR  
鳥取市・岩美郡・八頭郡の校長会にてPR（10月）
- e) 健康づくり応援施設（禁煙）の認定拡大
  - ・認定数：新規認定85施設（うち飲食店10施設） 認定既数：655施設

② 職域との連携

- a) 出張がん予防教室の実施
  - 企業等対象 8回 【参加者447名】
- b) がん対策事業の周知（6月）
  - 鳥取県労働基準協会鳥取支部（会員企業約500社）への「東部ミニ出前健康講座（出張がん予防教室を含む）」チラシ配付の調整依頼
- c) がん検診推進パートナー企業の認定拡大
  - 新規認定企業54社（累計認定数222社）
- d) がん検診推進パートナー企業への啓発
  - ニュースレターの発行（1月）
- e) 鳥取県東部庁舎・八頭庁舎職員への普及啓発（6月）
  - メールにて受診勧奨

③ 東部圏域がん対策推進のための会議等の開催

- a) 各市町がん対策・健康づくり担当課長との意見交換（各市町1回ずつ）8月～9月
- b) 市町がん対策担当者連絡会（2回）11月 3月
- c) 鳥取県東部圏域がん対策推進会議（1回）3月

イ 平成27年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- 市町の乳幼児健診や鳥取私立幼稚園・認定こども園フェスティバル等乳がん・子宮がん検診の対象者がより多く集まる機会をとらえて啓発を実施した。
- がん推進パートナー企業へニュースレターを発行し、検診の受け方等の情報提供を行うなどパートナー企業認定後のフォローアップを行った。
- 全国健康保険協会鳥取支部と連携して市町村のがん検診推進を支援した。

ウ 成果

- ・乳がん・子宮がん検診受診率は徐々にではあるが上昇してきている。
- ・生活習慣病予防検診を取り入れる企業が増加した。
- ・5市町とも全国健康保険協会鳥取支部との協定を締結し、連携して検診受診者を増やす取組を実施し、被扶養者の検診受診が増えている。

エ 課題

- ・働く女性のがん検診受診率が低く、受診に関して本人任せになっている事業所が多い。
- ・各市町が啓発の強化や休日検診の実施等、受診しやすい環境を整える工夫をし、検診機関では検診機器の増加など、女性のがん検診受診体制の整備が図られたが検診受診率は微増で、目標値には達していない。

収入科目		件数	単価	証紙はりつけ額	備考	
目	節					細節
衛生 手数料	衛生 手数料	衛生事業許可等手数料計	630		5,196,800	
		【薬局】小計	21		249,000	
		薬局開設許可申請(50)	3	29,000	87,000	
		薬局開設許可更新申請(51)	14	11,000	154,000	
		薬局開設許可書換交付申請(62の3)	4	2,000	8,000	
		【医薬品販売】小計	29		537,100	
		医薬品販売業許可(52)	12	29,000	348,000	
		医薬品販売業許可更新(53)	12	11,000	132,000	
		医薬品製造販売業許可の更新 薬局製造販売業(55の9の1)	1	4,000	4,000	
		医薬品製造販売業許可の更新 薬局製造販売業(55の9の6)	1	47,100	47,100	
		医薬品販売・貸与・再生医療許可書換申請(65)	3	2,000	6,000	
		【医薬品製造】小計	24		668,900	
		高度管理医療器械等販売業・賃貸許可(55の4)	10	29,000	290,000	
		高度管理医療器械等販売業・賃貸業許可更新(55の5)	2	11,000	22,000	
		高度管理医療等製品販売業許可申請(55の6)	1	29,000	29,000	
		医薬品等の製造販売業の許可 化粧品製造販売(55の8の6)	1	58,800	58,800	
		医療品等の製造業の許可の更新 薬局製造業(57の1)	1	5,600	5,600	
		医薬品等の製造業の許可の更新 化粧品包装等製造業(57の9)	1	24,100	24,100	
		医療器械等の製造業登録(59の4)	2	36,000	72,000	
		医療器械等製造業の登録更新(59の5)	1	26,000	26,000	
		医療器械修理業許可申請(60)	1	71,000	71,000	
		医療器械修理業許可更新(61)	1	48,700	48,700	
		医療器械修理業修理区分許可申請(62)	1	17,700	17,700	
		製造販売業の許可証の書換え交付申請(64の2)	2	2,000	4,000	
		【配置】小計	35		239,200	
		配置販売身分証明(54-ア)	33	7,100	234,300	
		配置販売身分書換え(54-イ)	1	2,000	2,000	
		配置販売身分書換え(55-ウ)	1	2,900	2,900	
		【毒物劇物】小計	32		246,200	
		販売登録(28のイ)	2	14,700	29,400	
		製造登録更新(30のア)		10,200	0	
		販売登録更新(30のイ)	20	6,400	128,000	
		取扱責任者試験(31)	8	10,500	84,000	
製造登録変更(32)		5,200	0			
販売登録書換(33)	2	2,400	4,800			

		収入科目	件数	単価	証紙はりつけ額	備考
目	節	細節				
衛生 手数料	衛生 手数料	【麻薬】小計	321		1,273,300	
		麻薬卸売(41のア)	2	14,600	29,200	
		その他麻薬免許(41のイ)	319	3,900	1,244,100	
		【覚醒剤】小計	5		19,500	
		覚醒剤原料取扱者指定(40のア)	0	11,500	0	
		覚醒剤施用研究指定(40のイ)	5	3,900	19,500	
		【大麻】小計	4		26,800	
		大麻取扱者登録(16)	4	6,700	26,800	
		【販売従事者】	100		1,227,500	
		登録販売者試験(55の2)	75	14,000	1,050,000	
		販売従事登録証書換え交付(54のイ)		2,000	0	
		販売従事登録証再交付(54のウ)		2,900	0	
		販売従事登録(55の3)	25	7,100	177,500	
		【受胎調節】小計	0		0	
		受胎調節実施指導指定(70)		4,000	0	
		受胎調節指定証訂正(72)		2,400	0	
		【病院・診療所・衛生検査所】小計	13		484,000	
		診療所開設許可(25のイ)	3	18,000	54,000	
		病院検査・施設使用許可(26のア)	10	43,000	430,000	
		衛生検査所登録申請手数料(47)		80,000	0	
		【看護師】小計	46		225,300	
		准看護師免許(19)	31	5,600	173,600	
		准看護師免許証書換交付(23)	14	3,400	47,600	
		准看護師免許証再交付(24)	1	4,100	4,100	
		栄養士免許等手数料計	53		251,600	
		【栄養士】小計	53		251,600	
		栄養士免許(67)	34	5,600	190,400	
		栄養士免許訂正(68)	18	3,200	57,600	
		栄養士免許証再交付申請(69)	1	3,600	3,600	
			節計	683		5,448,400
	目計	683		5,448,400		
	合計	683		5,448,400		

8 収入事務処理状況調べ

一般会計

(1) 分担金及び負担金

(平成28年3月31日現在)

収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令等	備考
目	節							
民生費分担金	社会福祉費分担金	1	56,940	56,940	0	0	平成27年度全国知更相協議会 地区協議会開催事業費分担金	
		知的障がい者福祉費 分担金						
	計(節)	1	56,940	56,940	0	0		
	目計	1	56,940	56,940	0	0		
	合計	1	56,940	56,940	0	0		

(2) 使用料

(平成28年3月31日現在)

収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令等	備考
目	節							
行政財産使用料	行政財産使用料	8	114,780	114,780	0	0	鳥取県行政財産使用料条例	
		会議室等使用料						
	計(節)	8	114,780	114,780	0	0		
	目計	8	114,780	114,780	0	0		
	合計	8	114,780	114,780	0	0		

(3) 手数料

(平成28年3月31日現在)

収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令等	備考
目	節							
衛生手数料	衛生手数料	39	162,950	162,950	0	0	鳥取県保健所条例	
		衛生試験検査手数料						
	計(節)	6	6,450	6,450	0	0		
	目計	45	169,400	169,400	0	0		
	合計	45	169,400	169,400	0	0		

## (4) 財産収入 該当なし

(平成28年3月31日現在)

## (5) 諸収入

## 【一般会計】

収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
目	細節							
延滞金加算金及び過料	延滞金	1	円 3,500	円 0	円 0	円 3,500		
	計(節)	1	3,500	0	0	3,500		
目計		1	3,500	0	0	3,500		
雑入	出納員管理口座利息	2	円 2	円 2	円 0	円 0		
	公文書写し交付手数料	73	1,680	1,680	0	0	情報公開条例	
	行政財産使用に係る電気料	4	37,556	37,556	0	0		
	結核管理検診委託料の返納	1	6,112	6,112	0	0		平成26年度分
	計(節)	80	45,350	45,350	0	0		
目計		80	45,350	45,350	0	0		
合計		81	48,850	45,350	0	3,500		

## 【特別会計】

収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
目	細節							
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	7,978	円 77,937,908	円 39,709,287	円 0	円 38,228,621	母子及び寡婦福祉法	
	寡婦福祉資金貸付金元利収入	462	5,802,998	2,038,556	0	3,764,442	母子及び寡婦福祉法	
	計(節)	8,440	83,740,906	41,747,843	0	41,993,063		
目計		8,440	83,740,906	41,747,843	0	41,993,063		
雑入	母子福祉資金貸付金雑入	167	円 473,443	円 24,036	円 0	円 449,407	母子及び寡婦福祉法	違約金ほか
	寡婦福祉資金貸付金雑入	21	102,230	12,000	0	90,230	母子及び寡婦福祉法	違約金
	計(節)	188	575,673	36,036	0	539,637		
目計		188	575,673	36,036	0	539,637		
合計		8,628	84,316,579	41,783,879	0	42,532,700		



(平成28年3月31日現在)

(6) 現金の取扱状況

(単位：円)

ア 現金取扱状況

収入科目(節)	収入済額	備考
【一般会計】		
衛生手数料	169,400	(衛生試験検査手数料、栄養士免許等手数料)
雑入	1,680	(公文書写し交付手数料)
一般会計計	171,080	
【母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計】		
母子福祉資金貸付金元利収入	2,903,155	母子福祉資金貸付償還金(元利)
寡婦福祉資金貸付金元利収入	101,830	寡婦福祉資金貸付償還金(元利)
母子福祉資金貸付金雑入	12,966	母子福祉資金貸付償還金(違約金)
寡婦福祉資金貸付金雑入	12,000	寡婦福祉資金貸付償還金(違約金)
特別会計計	3,029,951	
合計	3,201,031	

イ つり銭の状況

(平成28年3月31日現在)

つり銭の有無	有	つり銭の額(円) (一般会計)	10,000
		つり銭の額(円) (母子・寡婦福祉資金貸付事業特別会計)	20,000

(平成28年3月31日現在)

9 収入未済額調べ

(単位:円)

収入科目	区分		年度						現年度分			収入未済額計 (A+B)	未収理由	
	目	節	細節	前年度 以前からの 繰越額	左のうち 収入済額	不納 欠損額	差引収入 未済額 (A)	収入未済額の 調定年度内訳	調定額	収入済額	収入 未済額 (B)			
				24年度 以前	25年度	26年度								
延滞金	延滞金	母子衛生費 負担金延滞 金		3,500	0	0	3,500	0	0	0	0	0	3,500	養育医療自己負担金に ついては、H25年5月 で完納したが、延滞金 については理解が得ら れず未収となっている。
		計(節)		3,500	0	0	3,500	0	0	0	0	0	3,500	
	目計			3,500	0	0	3,500	0	0	0	0	0	3,500	
	合計			3,500	0	0	3,500	0	0	0	0	0	3,500	

9 収入未済額調べ

(平成28年3月31日現在)  
(単位:円)

収入科目		区分		過年度分										現年度分			収入未済額 (A+B)	未収理由
		目	節	細節	前年度 以前から の繰越額	左のうち 収入済額	不納 欠損額	差引収入 未済額(A)	収入未済額の調定年度内訳			調定額	収入済額	収入 未済額 (B)				
			24年度 以前	25年度	26年度													
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子福祉資金貸付金元利収入	35,651,976	5,395,839	0	30,256,137	27,209,770	3,557,000	4,885,206	42,285,932	34,313,448	7,972,484	38,228,621	訪問、電話等による督促を継続的に行っているが、納入に至っていない。				
		寡婦福祉資金貸付金元利収入	3,950,790	584,945	0	3,365,845	3,300,323	301,837	348,630	1,852,208	1,453,611	398,597	3,764,442		訪問、電話等による督促を継続的に行っているが、納入に至っていない。			
計(節)			39,602,766	5,980,784	0	33,621,982	30,510,093	3,858,837	5,233,836	44,138,140	35,767,059	8,371,081	41,993,063					
目計			39,602,766	5,980,784	0	33,621,982	30,510,093	3,858,837	5,233,836	44,138,140	35,767,059	8,371,081	41,993,063					
雑入	雑入	母子寡婦福祉資金貸付金雑入	469,783	20,376	0	449,407	459,703	9,580	500	3,660	3,660	0	449,407	訪問、電話等による督促を継続的に行っているが、納入に至っていない。				
		寡婦福祉資金貸付金雑入	101,030	12,000	0	89,030	99,110	0	1,920	1,200	0	1,200	90,230		訪問、電話等による督促を継続的に行っているが、納入に至っていない。			
計(節)			570,813	32,376	0	538,437	558,813	9,580	2,420	4,860	3,660	1,200	539,637					
目計			570,813	32,376	0	538,437	558,813	9,580	2,420	4,860	3,660	1,200	539,637					
合計			40,173,579	6,013,160	0	34,160,419	31,068,906	3,868,417	5,236,256	44,143,000	35,770,719	8,372,281	42,532,700					

10 未収金回収促進のための取組状況調べ

収入科目及び金額		節	細 節 (又 は 種 別)	収入未済額(円)				
		延滞金	母子衛生費負担金延滞金	3,500				
債権管理事務取扱要領の作成の有無		・ 作成済 (H 年 月作成(改正)) (未作成の場合、その理由)		未作成				
債権分類の実施(未納者の分類を行っているか)		・ 実施済 (未実施の場合、その理由)		未実施				
区分	相手方	相手方の状況	実人数	督促状発行	催 告	臨戸訪問	分納件数	回収委託
現年度分			人	人	・文書 ・電話	人	人	人
過年度分	1		1	/	・文書 1 ・電話	1		
				/	・文書 ・電話			
(上記以外の取組) ○生活状況に応じて訪問の時間帯を設定し、継続して督促を行った。 (取組の効果) ○延滞金についての理解が得られず、未収のままとなっている。								

10 未収金回収促進のための取り組み状況調べ

収入科目及び金額		目	節	細 節 (又 は 種 別)		収入未済額(円)		
		母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子福祉資金貸付金元利収入		38,228,621		
債権管理事務取扱要領の作成の有無				●作成済み(H26年 3月作成)		・未作成		
				(未作成の場合、その理由)				
債権分類の実施(未納者の分類を行っているか)				●作成済み(H26年 3月作成)		・未作成		
				(未作成の場合、その理由)				
区分	相手方	相手方の状況	実人数	督促状発行	催 告	臨戸訪問	分納件数	回収委託
現年度分	個人	年金生活者	人	—	・文書 — ・電話 —	人	人	人
	個人	生活保護受給者		—	・文書 — ・電話 —	—	—	—
	個人	自己破産	2	—	・文書 — ・電話 —	—	—	—
	個人	—	26	○	・文書 13 ・電話 26	13	0	0
過年度分	個人	年金生活者	14	—	・文書 — ・電話 10	10	2	0
	個人	生活保護受給者	5	—	・文書 — ・電話 5	1	1	0
	個人	自己破産		—	・文書 — ・電話 —	—	—	—
	個人	—	37	—	・文書 20 ・電話 37	29	0	0
(上記以外の取組)								
(取組の効果)								

収入科目及び金額		目	節	細 節 (又 は 種 別)		収入未済額(円)		
		母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	寡婦福祉資金貸付金元利収入		3,764,442		
債権管理事務取扱要領の作成の有無				●作成済み(H26年 3月作成)		・未作成		
				(未作成の場合、その理由)				
債権分類の実施(未納者の分類を行っているか)				●作成済み(H26年 3月作成)		・未作成		
				(未作成の場合、その理由)				
区分	相手方	相手方の状況	実人数	督促状発行	催 告	臨戸訪問	分納件数	回収委託
現年度分	個人	年金生活者	人	—	・文書 — ・電話 —	人	人	人
	個人	生活保護受給者		—	・文書 — ・電話 —	—	—	—
	個人	自己破産		—	・文書 — ・電話 —	—	—	—
	個人	—	2	○	・文書 — ・電話 2	1	0	0
過年度分	個人	年金生活者	4	—	・文書 — ・電話 1	4	2	0
	個人	生活保護受給者	1	—	・文書 — ・電話 —	1	1	0
	個人	自己破産	2	—	・文書 — ・電話 —	—	—	—
	個人	—	6	—	・文書 6 ・電話 6	3	0	0
(上記以外の取組)								
(取組の効果)								

10 未収金回収促進のための取り組み状況調べ

収入科目及び金額		目	節	細 節 (又 は 種 別)		収入未済額(円)		
		雑入	雑入	母子福祉資金貸付金雑入		449,407		
債権管理事務取扱要領の作成の有無				●作成済み(H26年 3月作成)		・未作成		
				(未作成の場合、その理由)				
債権分類の実施(未納者の分類を行っているか)				●作成済み(H26年 3月作成)		・未作成		
				(未作成の場合、その理由)				
区分	相手方	相手方の状況	実人数	督促状 発行	催 告	臨戸 訪問	分納 件数	回収 委託
現 年 度 分	個人	年金生活者	人	—	・文書 — ・電話 —	人	人	人
	個人	生活保護受給者		—	・文書 — ・電話 —	—	—	—
	個人	自己破産		—	・文書 — ・電話 —	—	—	—
	個人	—	1	○	・文書 — ・電話 1	1	0	0
過 年 度 分	個人	年金生活者	4	—	・文書 — ・電話 1	4	2	0
	個人	生活保護受給者	1	—	・文書 — ・電話 —	1	1	0
	個人	自己破産		—	・文書 — ・電話 —	—	—	—
	個人	—	3	—	・文書 2 ・電話 3	3	0	0
(上記以外の取組)								
(取組の効果)								

収入科目及び金額		目	節	細 節 (又 は 種 別)		収入未済額(円)		
		雑入	雑入	寡婦福祉資金貸付金雑入		90,230		
債権管理事務取扱要領の作成の有無				●作成済み(H26年 3月作成)		・未作成		
				(未作成の場合、その理由)				
債権分類の実施(未納者の分類を行っているか)				●作成済み(H26年 3月作成)		・未作成		
				(未作成の場合、その理由)				
区分	相手方	相手方の状況	実人数	督促状 発行	催 告	臨戸 訪問	分納 件数	回収 委託
現 年 度 分	個人	年金生活者	人	—	・文書 — ・電話 —	人	人	人
	個人	生活保護受給者		—	・文書 — ・電話 —	—	—	—
	個人	自己破産		—	・文書 — ・電話 —	—	—	—
	個人	—	1	○	・文書 — ・電話 1	1	0	0
過 年 度 分	個人	年金生活者	1	—	・文書 — ・電話 1	—	—	—
	個人	生活保護受給者		—	・文書 — ・電話 —	—	—	—
	個人	自己破産		—	・文書 — ・電話 —	—	—	—
	個人	—	3	—	・文書 2 ・電話 3	3	0	0
(上記以外の取組)								
(取組の効果)								

1 1 不納欠損額調べ 該当なし

1 2 負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ

(1) 負担金

(平成28年3月31日現在)

予算科目	予算令達額	負担金の名称	支出先	負担率	(支出年月日) 支出金額	支出の根拠法令名等 (規約、要領等を含む)	備考
身体障がい者福祉費	円				円		
新規以外のもの					( H27. 9. 4 ) 7,000		
目 計					7,000		
知的障がい者福祉費							
新規以外のもの					( H27. 8. 10 ) 8,000		
目 計					8,000		
保健所費	45,000	全国保健所長会会費(3保健所分)	全国保健所長会 会長 宇田英典	10/10	( H27. 6. 9 ) 45,000	全国保健所長会の運営に関する規程	15-00033092
新規以外のもの					( H27. 8. 31 ) 10,000		
目 計					55,000		
合 計					70,000		

(2) 補助金

予算科目 (老人福祉費)

- ① 国 補 分 該当なし
- ② 単 県 分 該当なし

予算科目 (児童福祉総務費)

(平成28年3月31日現在)

① 国 補 分

(単位:円)

補助金等の名称	交付先	間 接	補助対象経費	実施計画承認又は内 示年月日	着手年月日	額の確定 年月日	支出の状況		備考	
				交付申請 年月日	完了年月日	検 査 年月日	概算払 精算払 の別	支出年月日		金 額
事業の内容			補助率及び 補助金額	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・実地 調査年月日				
第3子以降保育料無償 化事業費補助金	鳥取市 外2町		218,724,200	—	—	—	概算	H28.3.25	6,280,000	15-00168503
			(補助率:1/2)	(H27.9.29外) H28.3.8外	—	—		H28.3.29	103,079,000	
同一世帯の第3子以降 の保育料を無償			109,359,000	(H27.11.30外) H28.3.11外	—	—				
多子保育料軽減子育て 支援事業費補助金	鳥取市 外2町		163,126,010	—	—	—	概算	H28.3.25	12,715,000	15-00168664
			(補助率:1/3)	(H27.9.29外) H28.3.8外	—	—		H28.3.29	41,658,000	
多子世帯の第3子以降 の保育料の軽減			54,373,000	(H27.11.26) H28.3.11外	—	—				
低年齢児受入保育所 保育士特別配置事業費補 助金	鳥取市 外3町		89,946,450	—	—	—	概算	H28.3.25	7,007,000	15-00169257
			(補助率:1/2)	(H26.8.26外) H27.3.7外	—	—		H28.3.29	37,942,000	
1歳児保育対策の円滑 な実施			44,949,000	(H27.10.20) H28.3.14外	—	—				
保育サービス多様化促 進事業費補助金	鳥取市 外4町		87,127,920	—	—	—	概算	H28.3.22	890,000	15-00168680
			(補助率:1/3、1/2)	(H27.10.14外) H28.2.12外	—	—		H28.3.25	10,765,000	
障がい児・重度障がい 児保育、乳児保育への 助成			43,560,000	(H27.12.10外) H28.3.11外	—	—		H28.3.29	31,905,000	
国 補 分 計									252,241,000	
表の補足説明	1 「交付申請年月日」及び「交付決定年月日」欄の( )書きは、変更のあるものの当初の年月日である。 2 翌年度繰越分の期間・繰越事業費を「備考」欄に記載する場合の( )書きは補助金相当額である。									

(平成28年3月31日現在)

② 単 県 分

(単位:円)

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間 接	補助対象経費	実施計画承認又は内 示年月日	着手年月日	額の確定 年月日	支出の状況		備考	
				交付申請 年月日	完了年月日	検 査 年月日	概算払 精算払 の別	支出年月日		金 額
事業の内容			補助率及び 補助金額	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・実地 調査年月日				
産休等代替職員費補助 金	鳥取市 外3町 4団体		21,454,060	—	—	—	概算	H27.7.15	900,000	15-00171893
			(定額補助)	(H27.5.27外) H28.3.4外	—	—				
児童福祉施設等の産休 等代替職員費の補助 (平成11年度)			12,563,640	(H27.6.15外) H28.3.14外	—	—				
災害遺児手当支給事業 費補助金	鳥取市 外1町	全 部	174,000	—	—	—	精算			15-00048387
			(補助率:1/2)	H27.6.11外	—	—				
災害遺児助成補助 (昭和47年度)			87,000	H27.7.1外	—	—				
単 県 分 計									900,000	
表の補足説明	1 「交付申請年月日」及び「交付決定年月日」欄の( )書きは、変更のあるものの当初の年月日である。 2 翌年度繰越分の期間・繰越事業費を「備考」欄に記載する場合の( )書きは補助金相当額である。									



(4) 委託料

(平成28年3月31日現在) (単位:円)

予算科目 (目)	国 単 の 別	委託料の名称	委託契約 の相手方	当初契約			入札等 年月日 (契約保証金 納付等年月日) 契約形態	完了年月日 履行検査 年月日	支出の状況		備考	
				予定価格 変更契約(最終)	契約 期間	契約 期間			支出 区分	支出 年月日		金額 (円)
身体障がい者 福祉費	単 県	中央病院職員派遣業務委託	県立中央病院	600,896 (H27.4.1) 単価契約(算書)	H27.4.1 ~ H28.3.31	— (免除) 随	H28.3.31	精		14-00169208		
予定価格が 20万円未満 のもの												
目 計										0		
児童福祉施設 費	単 県	庁舎清掃委託	光リフテック(有)	19,500,000 (H27.3.27) 13,921,200	H27.4.1~ H30.3.31	H27.3.24 (免除) 指	H27.4.30外 H27.4.30外	精	H27.5.25外	1,144,242	債務負担行為 14-00187377 床廻り費、児童福祉施設 費、鳥取看護専門学校費 は同一契約	
予定価格が 20万円未満 のもの												
目 計										1,144,242		
公衆衛生総務 費	国 補	原子爆弾被爆者健康診断委 託	(社)東部医師会	910,000 (H27.5.1) 単価契約 7,862円/件外	H27.5.1 ~ H28.3.31	— (免除) 随	H27.6.24外 H27.6.25外	精	H27.6.30外	749,867	(社)東部医師会は原 子爆弾被爆者健康診断 の登録医療機関のと りまとも機関である ため 15-00013430	
予定価格が 20万円未満 のもの												
目 計										749,867		
結核対策費	国 補	結核管理検診及び接触者健 診委託	県立中央病院外51	4,100,000 (H27.4.1) 単価契約 12,053円/件外	H27.4.1 ~ H28.3.31	— (免除) 随	H27.4.2外 H27.5.1外	精	H27.5.7外	2,858,795	特殊な技術を要す るため(医療) 14-00177292	
予定価格が 20万円未満 のもの												
目 計										2,858,795		

予算科目 (目)	国補 単 庫	委託料の名称	委託契約 の相手方	当初契約		入札等 年月日 (契約保証金 納付等年月日)	支出の状況		備考	
				予定価格	契約 年月日 (契約額) 契約期間 (最終)		完了年月日 履行検査 年月日	支出 区分		金額 (円)
特定疾患対策費	国庫	在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業委託	訪問看護ステーション まさたみみの郷	1,319,000 (H27.4.1) 単価契約 3,000円/件	H27.4.1 ~ H28.3.31	- (免除) 随	H27.4.10外 H27.4.14外	907,500	対象患者が利用 14-00174530	
目計								907,500		
予防費	単庫	風しん抗体価検査業務(医療機関)委託	東部医師会	2,100,000 (H27.4.1) 単価契約 6,690円/件外	H27.4.1 ~ H28.3.31	- (免除) 随	H27.4.18外 H27.5.8外	393,510	14-00176626	
目計								393,510		
生活習慣病予防対策費	国庫	肝炎ウイルス医療機関検診事業委託	東部医師会	5,500,000 (H28.1.5) 単価契約 10,194円/件外	H27.4.1 ~ H28.3.31	- (免除) 随	H27.4.3外 H27.5.18外	5,384,174	対象患者が利用 14-00176796	
目計								5,384,174		
老人福祉費	基金	ファシリテーション研修実施業務	株式会社グローバル・ソフト・コミュニケーションズ	533,200 (H28.1.5) 単価契約 464,720円	H28.1.5 ~ H28.3.26	H27.12.22 (免除) 随	H28.3.20 H28.3.22	0	0 地方自治法施行令 第167条の2第1項 第1号 15-00131264	
目計								0		

(平成28年3月31日現在) (単位:円)

予算科目 (目)	国補 単 単 の 別	委託料の名称	委託契約 の相手方	当初		契約		入札等 年月日 (契約保証金 納付等年月日)	完了年月日 履行検査 年月日	支出の状況		備考
				予定価格	変更	契約年月日 (最終)	契約期間			支出 区分	支出 年月日	
保健所費	単 単	庁舎清掃業務委託	光リアテック(有)	19,500,000 (H27.3.27)	13,921,200	H27.4.1~ H30.3.31	H27.3.24 (免除) 指	H27.4.30外 H27.4.30外	H27.5.25外	精	2,773,419	債務負担行為 14-00187377 保健所費、児童福祉施設 費、鳥取看護専門学校費 は同一契約
保健所費	単 単	消防用設備点検及び年間保 守委託	(株)吉備総合電設	396,000 (H27.4.1)	395,820	H27.4.1~ H28.3.31	H27.3.19 (免除) 随	H27.4.30外 H27.4.30外	H27.6.9外	精	395,820	14-00177757
保健所費	単 単	東部福祉保健事務所庁舎警 備業務委託	セコム(株)	231,000 (H27.3.13)	229,392	H27.4.1~ H30.3.31	H27.3.12 (免除) 随	H27.4.30外 H27.4.30外	H27.5.21外	精	70,092	債務負担行為 14-00173149
目 計											3,474,367	
鳥取看護専門 学校費	単 単	庁舎清掃委託	光リアテック(有)	19,500,000 (H27.3.27)	13,921,200	H27.4.1~ H30.3.31	H27.3.24 (免除) 指	H27.4.30外 H27.4.30外	H27.5.25外	精	336,039	債務負担行為 14-00187377 保健所費、児童福祉施設 費、鳥取看護専門学校費 は同一契約
目 計											336,039	
合 計											15,248,494	

13 工事請負費調べ

該当なし

14 財産に関する調べ

(1) 公有財産

了 土地 該当なし

イ 建物

(平成28年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	機 関 名 又は施設等 名	所 在 地	前 年 度 末		本 年 度 異 動 状 況						本 年 度 末		備 考		
			面積 (㎡)	価額 (円)	増減 別	異動日	面積 (㎡)	価額 (円)	増減理 由	記 年月日	面積 (㎡)	価額 (円)			
行政 財産	福祉保健 事務所 本館	鳥取市江津730	2,009.66	312,848,947	増加	H						2,009.66	312,848,947		
					減少	H									
	福祉保健 事務所 車庫	鳥取市江津730	355.86	39,785,139	増加	H							355.86	39,785,139	
					減少	H									
行政 財産	福祉保健 事務所 車庫	鳥取市江津730	75.00	8,210,010	増加	H							75.00	8,210,010	
					減少	H									
計	福祉保健 事務所 倉庫	鳥取市江津730	0	0	増加	H27.9.30	282.34	32,508,610	所属換				282.34	32,508,610	
					減少										
計			2,440.52	360,844,096			282.34	32,508,610				2,722.86	393,352,706		
合計			2,440.52	360,844,096			282.34	32,508,610				2,722.86	393,352,706		

ウ 山林

該当なし

工 動産(船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック、航空機)

該当なし

オ 物 権 該当なし

カ 無体財産権(特許権、商標権、実用新案権等) 該当なし

キ 有価証券 該当なし

ク 出資による権利 該当なし

(2) 金券類の受払状況

ア 金券の受払状況

(平成28年3月31日現在)

種 別	前年度末	本 年 度 中		本年度末	備 考
		購入額	使用額		
郵便切手及び郵便はがき	円 52,407	円 2,013,497	円 1,916,816	円 149,088	
収入証紙	0	4,500	4,500	0	
合 計	52,407	2,017,997	1,921,316	149,088	

イ タクシーチケットの受払状況

(平成28年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本 年 度 中		本年度末	備 考
	購入枚数	使用枚数及び金額		
枚 34	枚 0	枚 14 19,270	枚 20	

1.5 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

ア 土地

該当なし

イ 建物

(平成28年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	貸付(使用許可)目的	所在地	数量又は面積 m <sup>2</sup>	貸付(使用許可)年月日	当初貸付(使用許可)年月日	貸付(使用許可)期間	貸付(使用)料		貸付(使用許可)先 住氏 所名	備考
							単価 円・年額	本年度の貸付(使用)料		
行政財産	環境省花粉観測システム自動計測花粉器設置	鳥取市江津730	1.21	H27. 2. 18	H18. 1. 19	H27. 4. 1 ~H28. 3. 31	円・年額 19,920		岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11階 中国四国地方環境事務所長	
行政財産	事務室	鳥取市江津730	18.86	H27. 3. 19	H20. 3. 26	H27. 4. 1 ~H27. 9. 30	円・年額 47,310		米子市東福原1丁目1-45 特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センター	
計			20.07				67,230			
合計			20.07				67,230			

(2) 物品 該当なし

16 借受不動産明細調べ

(平成28年3月31日現在)

区分	種別	借受(使用)目的	所在地	数量又は面積 m <sup>2</sup>	契約書の有無	借受期間	契約の状況		借受先		備考
							単価 月額・年額	借料(円) 本年度の借料	住氏	所名	
土地	宅地	東部福祉保健事務 所敷地	鳥取市江津730	1,357.32	覚書有	無制限		円	0	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院 院長 日野理彦	
計									0		
合計									0		

17 職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ

- (1) 職員住宅 該当なし
- (2) 職員駐車場 該当なし

18 自動車（二輪を除く）の管理状況調べ

(平成28年3月31日現在)

車種	年式	登録番号	取得年月日	総走行 キロ数	本年度		備考
					車検年月日	修理費等	
救急車	平成15年	鳥取800 さ3224	H16. 3. 31	km 3,886	H28. 3. 30	円 34,610	
合計		1台				34,610	

19 寄付物件の受納状況調べ 該当なし

20 備品の処分状況調べ 該当なし



21 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(平成28年3月31日現在)

現金、有価証券又は物品名	数量	金額	亡失、損傷年月日、時	同左場所	同左概要	報告年月日	会計局の審査結果
公用車 (鳥取 580 た 5093) リース車両	1	円 40,532	H27.5.25	償還業務 償還者の 駐車場	バックで駐車した際、 コンクリートブロック に後部バンパーをぶつ け破損。	H27.5.25	賠償責 任なし
公用車 (鳥取 580 に 765) リース車両	1	17,280	H27.6.26	公用車車 庫前	駐車しようとした際、 前方の縁石に乗り上げ フロントバンパーを破 損。	H27.6.26	賠償責 任なし
公用車 (鳥取 580 に 765) リース車両	1	17,280	H28.1.12	レストラ ン駐車場	レストランに入る際、 歩車道境界ブロックに 接触し、フロントバンパ ーを破損。	H28.1.12	賠償責 任なし
公用車 (鳥取 580 に 765) リース車両	1	57,800	H28.2.5	公用車車 庫	バックで駐車した際、 車庫の壁面に後部バン パーをぶつけ、後部バン パーと車庫壁面を破損。	H28.2.8	賠償責 任なし
合 計	4	132,892					

(2) 物品の照合

照合年月日	現物確認出来なかった物品	現物が確認出来なかった物品名	個 数
平成 27 年 12 月 4 日 ~ 平成 27 年 12 月 28 日	・有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>		

2.2 介護保険・介護サービス事業の状況

(1) 介護サービス事業者の指定等の状況

(単位：件) (平成28年3月31日現在)

サービスの種類	前年度未 指定 件数 (A)	当年度 指定 申請 (B)	現地調査 (申請内数)	当年度 指定申 請の却 下件数 (C)	当年度 廃止等 (D)	未指 定件 数 (E)	年度末指定件数				
							H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度 (A+B-C -D-E+F)
①訪問介護(ホームヘルプサービス)	1	5	5(5)	-	4	-	46	48	49	50	52
②訪問入浴介護	1	-	-(-)	-	-	-	16	15	13	12	12
③訪問看護	-	4	3(4)	-	2	2	12	14	15	14	15
④訪問リハビリテーション	-	1	-(1)	-	-	-	2	2	3	5	6
⑤居宅療養管理指導	-	-	-(-)	-	-	-	2	4	4	5	5
⑥通所介護(デイサービス)	3	11	11(11)	-	9	-	99	115	126	132	137
⑦通所リハビリテーション(デイケア)	-	-	-(-)	-	-	-	7	6	6	6	6
⑧短期入所生活介護(ショートステイ)	-	1	1(1)	-	-	-	14	16	16	18	19
⑨短期入所療養介護(ショートステイ)	-	1	-(1)	-	-	-	1	1	1	1	2
⑩特定施設入居者生活介護	-	-	-(-)	-	-	-	5	5	5	5	5
⑪福祉用具貸与事業	-	3	3(3)	-	2	-	13	14	15	17	18
⑫特定福祉用具販売	-	3	3(3)	-	1	-	13	14	16	18	20
⑬居宅介護支援事業	1	6	6(6)	-	6	2	70	75	80	84	83
計(介護給付)	6	35	32(35)	-	24	4	300	329	349	367	380
⑭介護予防訪問介護	-	5	5(5)	-	4	-	45	46	48	49	50
⑮介護予防訪問入浴介護	-	-	-(-)	-	-	-	13	13	12	11	11
⑯介護予防訪問看護	1	4	3(4)	-	2	2	11	13	14	14	15
⑰介護予防訪問リハビリテーション	-	1	-(1)	-	-	-	2	2	3	5	6
⑱介護予防居宅療養管理指導	-	-	-(-)	-	-	-	2	4	4	5	5
⑲介護予防通所介護	2	11	11(11)	-	9	-	94	109	118	125	129
⑳介護予防通所リハビリテーション	-	-	-(-)	-	-	-	15	-	-	0	0
21 介護予防短期入所生活介護	-	1	1(1)	-	-	-	14	16	16	18	19
22 介護予防短期入所療養介護	-	1	-(1)	-	-	-	1	1	1	1	2
23 介護予防特定施設入居者生活介護	-	-	-(-)	-	-	-	5	5	5	5	5
24 介護予防福祉用具貸与	-	3	3(3)	-	1	-	13	14	15	17	19
25 特定介護予防福祉用具販売	-	3	3(3)	-	2	-	12	14	16	18	19
計(予防給付)	3	29	26(29)	-	18	2	227	237	252	268	280
【居宅サービス】											
小計	9	64	58(64)	-	42	6	527	566	601	623	660
26 介護老人福祉施設	-	-	-(-)	-	-	-	15	16	16	21	21
27 介護老人保健施設	1	-	-(-)	-	-	-	11	12	12	14	15
28 介護療養型医療施設	-	-	-(-)	-	-	-	5	5	5	4	4
【施設サービス(介護給付)】											
小計	1	0	-(-)	-	0	0	31	33	33	39	40
合計	10	64	58(64)	-	42	6	558	599	634	662	700

注 (1) 介護保険法のみなし規定によるみなし事業所は除くこと。

(2) 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(2) 介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

- ①対象事業所の選定については、「法人単位で3年に1回は実地指導実施」の方針に基づき、近年の指導監査の実施状況等を勘案して選定する。
- ②以下の事業所のうち、当年度において実地指導が必要と認められるものについても対象とする。
- ・過去に監査を実施した事業者及び事業所
  - ・通報・苦情・相談等があった事業者及び事業所
  - ・過去の指導監査において指摘事項が多数（概ね文書指摘4件以上）あった事業所のうち、指摘内容から継続指導が必要と認められる事業所

\* 当年度重点指導事項

- ・指定基準等の適正理解による人員基準、設備基準並びに運営基準の遵守状況（全対象事業所）
- ・加算・減算等、介護報酬の適正な算定状況（全対象事業所）
- ・従事者等による高齢者虐待対応に係る措置の状況（全対象事業所）
- ・非常災害対策の実施状況（入所施設、通所介護事業所のみ）
- ・業務管理体制の状況（未実施のみ）

（単位：施設、件）（平成28年3月31日現在）

区分	指導施設数	改善指導施設数	指導事項件数	主な指導事項の概要
実地指導	51	37	302 (文書指摘は103)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待の防止のための従業員に対する研修が行われていないので、高齢者虐待防止法の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修を実施すること。・・・19件</li> <li>・契約書の記録の保存期間が2年となっていたので、決算書類「30年」、会計伝票・会計帳簿及び証ひょう書類「10年」、その他書類（サービス内容の記録等）「5年」とすること。・・・8件</li> <li>・非常災害対策として、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定め、その計画を実行できるように利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。・・・8件</li> <li>・居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス事業所等に対して訪問介護計画等の提出を求めているケースがあったので、提出を求め、訪問介護計画等との連動性や整合性について確認すること。・・・5件</li> </ul>
集団指導	404	—	—	<p>【1回目：平成27年7月16日】新規開設事業所に対し、運営基準において注意すべき点や昨年度の実地指導で多く見られた指摘など場面を取り上げて指導。</p> <p>【2回目：平成28年2月2,3日】27年度に東部管内で初の指定取消が発生したため、注意喚起をこめて福祉用具貸与以外の事業所を集め実施。改めて運営基準等について指導。</p>
実地検査による監査	13	3	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年4月、5月は、管理者の勤務実態がない。6月は、監査日現在管理者が不在となっている。速やかに管理者を任命し管理者業務を行わせること。</li> <li>・管理者兼介護支援専門員業務として営業時間内は常駐し業務を行うこと。（理事長業務は営業時間外有給休暇を取得し行うこと）</li> <li>・平成26年8月以降、通所介護計画が作成されていない利用者がある。適切な時期に通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に説明し、同意を得て、交付すること。</li> <li>・サービス提供日には必ず生活相談員を配置すること。</li> </ul>

2 3 障害福祉サービス事業等の状況

(1) 指定障害福祉サービス事業者の指定等の状況

(単位：件) (平成28年3月31日現在)

サービスの種類	前年度 未指 定件数 (A)	当年度 指 定 申 請 (B)	現地調査 (申請内数)	当年度 指定申 請の却 下件数 (C)	当年度 廃止等 (D)	未指定 件 数 (E)	年 度 末 指 定 件 数				
							H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度 (F)	H27 年度 (A+B-C- -D-E+F)
①居宅介護	—	—	( — )	—	2	—	36	37	36	36	34
②重度訪問介護	—	—	( — )	—	1	—	31	34	32	32	31
③同行援護	—	—	( — )	—	—	—	10	—	13	13	13
④行動援護	—	—	( — )	—	—	—	4	3	4	4	4
⑤療養介護	—	—	( — )	—	—	—	1	2	2	2	2
⑥生活介護	—	2	( 2 )	—	—	—	18	20	21	21	23
⑦短期入所	—	—	( — )	—	—	—	10	9	12	13	13
⑧重度障害者等包括支援	—	—	( — )	—	—	—	—	—	—	—	—
⑨共同生活介護	—	—	( — )	—	—	—	8	8	9	9	9
⑩自立訓練 (機能訓練)	—	—	( — )	—	—	—	2	2	3	3	3
⑪自立訓練 (生活訓練)	—	—	( — )	—	—	—	7	7	6	6	6
⑫就労移行支援	—	—	( — )	—	—	—	6	11	12	11	11
⑬就労継続支援 A 型	—	—	( — )	—	2	—	11	16	16	16	14
⑭就労継続支援 B 型	—	6	( 6 )	—	1	—	39	48	49	54	59
⑮共同生活援助	—	—	( — )	—	—	—	10	10	10	12	12
計 (指定障害福祉サービス事業者)	—	8	( 8 )	—	6	—	193	207	225	232	234
⑯一般相談支援	—	—	( — )	—	—	—	—	4	7	8	8
計 (指定一般相談支援事業者)	—	—	( — )	—	—	—	—	4	7	8	8
合 計	—	8	( 8 )	—	6	—	193	211	232	240	242

※ ①居宅介護、③同行援護、④行動援護、⑦短期入所、⑧重度障害者等包括支援のサービスは、障がい児も支援の対象となる。

※ ⑨共同生活介護は、平成26年度に⑮共同生活援助に統合された。

注 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(2) 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

- ・施設及びサービス事業所は、実地を3年に1回と集団指導を隔年で行う。
- ・前年度新規開設した施設及びサービス事業所

\* 当年度重点指導事項

- ・虐待の防止に係る取り組みについて
- ・防火、防災対策について
- ・個別支援計画の作成(見直し)に係る適切なアセスメント等の実施について

- ・サービス提供記録等の整備・保存、各種加算を含む自立支援給付費の適正な請求及び管理者等の点検の徹底について

(単位：施設、件) (平成28年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設数	件数	
実地指導	51	44	174	・欠席時対応加算が適正に算定されていない。(7件) ・サービスの自己評価が実施されていない。(15件)
集団指導	248	-	-	・前年度、今年度の実地指導の結果報告、留意点について ・事業所運営における留意点について ・報酬に係る算定基準について 以上のことを講義形式で行った。 実施日：平成27年7月16日、平成28年2月2, 3日
監査	5	1	1	・虐待防止に努めること。

(3) 指定障害児通所支援事業者の指定等の状況 (単位：件) (平成28年3月31日現在)

サービスの種類	前年度未指定件数 (A)	当年度指定申請 (B)	現地調査(申請内数)	当年度指定申請の却下件数 (C)	当年度廃止等 (D)	未指定件数 (E)	年度末指定件数				
							H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度 (A+B-C-D-E+F)
①児童発達支援	-	-	(-)	-	-	-		11	11	11	11
②医療型児童発達支援	-	-	(-)	-	-	-		1	1	1	1
③放課後等デイサービス	-	4	(4)	-	-	-		9	9	11	15
④保育所等訪問支援	-	-	(-)	-	-	-		1	1	1	1
計(指定障害児通所支援事業者)	-	4	(4)	-	-	-		22	22	24	28
合計	-	4	(4)	-	-	-		22	22	24	28

注 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(4) 指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の状況

- \* 対象施設の選定方針
  - ・施設及びサービス事業所は、一般監査を毎年実施する。
  - ・前年度における実地による一般監査の結果により「適正」と判断された施設等については、書面監査を実施。
- \* 当年度重点指導事項
  - ・虐待防止に係る体制整備について
  - ・防火、防災対策について
  - ・サービス提供記録等の整備・保存、各種加算を含む給付費の適正な請求について

(単位：施設、件) (平成28年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設数	件数	
一般監査	17	4	20	・欠席時対応加算が適正に算定されていない。(2件)
特別監査	-	-	-	

24 心と女性に関する相談状況（心と女性の相談室対応分を含む。） 該当なし

25 障がい者福祉の状況

(1) 身体障がい者福祉の状況

ア 身体障害者手帳交付状況 (単位：件) (平成28年3月31日現在)

区分	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	計
H23年度	20	50	7	379	219	675
H24年度	17	62	10	367	269	725
H25年度	33	64	6	382	292	777
H26年度	16	55	10	217	252	550
H27年度	19	44	6	200	249	518

イ 特別障害者手当等認定請求処理状況 該当なし

(2) 知的障がい者福祉の状況

ア 療育手帳交付状況 (単位：件) (平成28年3月31日現在)

区分	A (重 度)		B (中・軽度)		計
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
H23年度	125	651	255	1,095	2,126
H24年度	111	654	263	1,124	2,152
H25年度	100	669	254	1,174	2,197
H26年度	89	694	256	1,218	2,257
H27年度	92	698	254	1,259	2,303

イ 当年度の療育手帳交付等内訳 (単位：件) (平成28年3月31日現在)

区分	前年度末 現在	年度中の移動内訳			年度中の変更		当年度末 現在	
		新規交付	転 入	転出・返還	18歳に 達した場合	障害程度		
A (重 度)	18歳未満	89	3	3	0	-9	6	92
	18歳以上	694	0	2	-12	9	5	698
B (中・軽度)	18歳未満	256	36	0	0	-32	-6	254
	18歳以上	1,218	25	3	-14	32	-5	1,259
計	2,257	64	8	-26	-	-	2,303	

(3) 精神障がい者福祉の状況

ア 精神障がい者の状況 (単位：件、人) (平成28年3月31日現在)

区分	通報届出件数	入院患者数		自立支援医療（精 神通院）受給者証 所持者数	手帳所持者数
		措置入院	医療保護 入院		
H23年度	27	1	422	4,371	2,066
H24年度	42	2	405	4,717	2,204
H25年度	25	3	425	5,070	2,357
H26年度	25	3	396	5,405	2,493
H27年度	24	3	453	5,772	2,639

イ 精神保健福祉相談事業の状況 (単位：人、事業所) (平成28年3月31日現在)

	面接相談		電話相談		訪問指導		社会適応訓練状況		
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	委 託 事業所数	利用 者 数	
								実人員	延人員
H23年度	50	99	138	974	106	258	3	3	6
H24年度	52	87	113	562	84	203	3	3	3
H25年度	54	188	120	427	86	143	-	-	-
H26年度	40	63	143	594	52	89	-	-	-
H27年度	34	107	153	676	54	126	-	-	-

注 社会適応訓練は、平成24年度で廃止となった。

26 児童福祉の状況

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

① 実地監査

施設等に立入り、実地に調査を実施することとし、その対象は次表のとおりとする。

対 象	実施割合	備 考
市町	原則1年に1回	
届出保育施設等	1年に1回	・最近の監査において、文書指摘が3回以上続いている施設は、実施割合に関わらず対象とする。
公立保育所	3年に1回	
私立保育所	2年に1回	
児童館	3年に1回	

② 書面監査

実地監査を実施しない場合においては、監査調書の提出による書面監査を実施する。

ただし、監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行うことができる。

\* 当年度重点指導事項

① 前回の指導監査における指摘項目

② 児童福祉施設における最低基準等の遵守状況の確認

ア 非常時に備えた対応（家具類の転倒防止策、消火訓練の実施、連絡体制の掲示）

イ 食物アレルギーへの対応（除去食指示書の管理、事故防止対策）

ウ 衛生管理（感染症、食中毒及び熱中症の注意喚起など発生予防への対策、全職員及び医療機関との連携）

エ 職員配置の状況（保育士が2名以上配置されているか等）

オ 職員であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じているか

カ 乳児室及びほふく室において、保育児童に対する必要面積を確保しているか

③ 児童福祉施設における財務管理状況の確認

ア 経理規程に沿った会計処理（現金収入の金融機関への預入れ）

イ 運営費の使途（簿外経理の有無）

ウ 保育所運営費の弾力運用の有無と整合性（弾力運用の方法が適正か）

④ 各種通知等により遵守が求められている事項の確認

ア 食育計画の作成及び評価（保育計画に位置づけられているか）

イ 障がい児保育の適切な実施（障がいの状況把握、家庭及び関係機関との連携）

（単位：施設、件）（平成28年3月31日現在）

区 分	保 育 所					幼保連携型認定こども園					児 童 館					市町 村指 導の 有無	主 な 指 導 事 項
	施設 数	実施件数		指導件数		施設 数	実施件数		指導件数		施設 数	実施件数		指導件数			
		実 地	書 面	施設 数	件 数		実 地	書 面	施設 数	件 数		実 地	書 面	施設 数	件 数		
鳥取市	44	20	24	21	19	5	4	1	5	32	13	3	10	5	6	—	・消防計画について、実態に合ったものに作成し直すとともに、届出を行うこと。 ・資格を有する児童厚生員を少なくとも2名以上配置すること。
岩美町	3	—	3	1	1	—	—	—	—	—	2	1	1	—	—	—	
若桜町	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
智頭町	2	2	—	2	5	—	—	—	—	—	2	1	1	1	3	—	
八頭町	8	3	6	3	9	—	—	—	—	—	2	1	1	2	3	—	
計	57	25	33	27 (15)	34 (15)	6	4	2	5 (4)	32 (4)	19	6	13	8	12		

注：指導件数欄の（ ）書きは、平成27年度に実地指導を行った事業所数である。

(2) 母子世帯の施設入所状況 該当なし

27 母子及び寡婦福祉業務の状況

(1) 母子自立支援員活動状況 該当なし

(2) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況 (単位：円) (平成28年 3月31日現在)

区分	新						貸付						状況					
	貸付申込		貸付決定		当年度貸付		継続貸付		貸付実行		貸付実行		貸付不承認					
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額				
(A)		(B)		(C)		(D)		(C+D)		A-B								
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
修学資金	6	3,129,600	6	3,129,600	1	384,000	16	11,208,000	29	11,592,000	0	0	0	0				
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
修業資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
就学支度資金	7	2,169,000	7	2,169,000	7	2,169,000	0	0	7	2,169,000	0	0	0	0				
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
特別児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
合計	13	5,298,600	13	5,298,600	13	2,553,000	16	11,208,000	29	13,761,000	0	0	0	0				
区分	前年度末貸付残高		本年度貸付額		本年度の調定額		本年度の収入済額		本年度の収入未済額		本年度未償還期未到来分		回収率(D/C) %					
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(N)				
元金	368,649,284	13,761,000	35,238,778	5,379,785	0	0	29,858,993	7,968,201	304,940,160	15.3								
利息			42,231,346	34,263,145	0	0	0	4,283	405,710	81.1								
合計			77,470,124	39,642,930	0	0	37,827,194	397,144	304,940,160	51.2								
その他			413,198	16,054	0	0	0	0	0	3.9								
			54,586	50,303	0	0	0	0	0	92.2								
			467,784	66,357	0	0	0	0	0	14.2								
合計			77,937,908	39,709,287	0	0	38,232,904	0	38,232,904	50.9								

A = (前年度未償還期未到来分) + (過年度分調定額) = (332,330,506 + 1,080,000) + (35,238,778) = 368,649,284



(3) 父子福祉資金に関する貸付・償還等の状況 (単位：円) (平成28年 3月31日現在)

区分	新						貸付						状況												
	貸付申込		貸付決定		当年度貸付		継続分		貸付実行		貸付不承認		貸付申込		貸付決定		当年度貸付		継続分		貸付実行		貸付不承認		
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	
(A)		(B)		(C)		(D)		(C+D)		A-B															
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	1	132,000	1	132,000	1	132,000	0	0	1	132,000	0	0	1	132,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	1	134,000	1	134,000	1	134,000	0	0	1	134,000	0	0	1	134,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2	266,000	2	266,000	2	266,000	0	0	2	266,000	0	0	2	266,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分	前年度末貸付残高		本年度貸付額		本年度の調定額		本年度の償還免除額		本年度未償還期未到来分		本年度未償還期未到来分		本年度未償還期未到来分		本年度未償還期未到来分		本年度未償還期未到来分		本年度未償還期未到来分		本年度未償還期未到来分		本年度未償還期未到来分		
	元	利	元	利	元	利	元	利	元	利	元	利	元	利	元	利	元	利	元	利	元	利	元	利	
過年度分																									
現年度分																									
小計	0		266,000		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過年度分																									
現年度分																									
小計																									
合計																									
その他																									

A = (前年度末償還期未到来分) + (過年度分調定額) = (0+0) + (0) = 0

(4) 寡婦福祉資金に関する貸付・償還等の状況 (単位：円) (平成28年 3月31日現在)

区分	新						貸付						状況									
	貸付申込		規		分		分		分		分		分		分		分					
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額				
	(A)		(B)		(C)		(D)		(C+D)		(A+B)											
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
修学資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
修業資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
修学支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
特例児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
元金	前年度末 貸付残高 (A)	本年度 貸付額 (B)	本年度の調定等の内訳		本年度末 収入未済額 (C-D-E-F)	本年度末 償還免除額 (F)	本年度末 償還除外額 (E)	本年度末 償還除外額 (D)	本年度末 償還除外額 (C)	本年度末 償還除外額 (B)	本年度末 償還除外額 (A)	本年度末 償還除外額 (D/C) %	本年度末 償還除外額 (A+B-C)	本年度末 償還除外額 (C-D-E-F)	本年度末 償還除外額 (F)	本年度末 償還除外額 (E)	本年度末 償還除外額 (D)	本年度末 償還除外額 (C)	本年度末 償還除外額 (B)	本年度末 償還除外額 (A)		
			調定額	収入済額																	不納欠損額	償還免除額
			3,909,439	578,658																	0	0
過年度分																						
現年度分																						
小計	19,910,698	0	5,761,647	2,032,269	0	0	6,287	41,351	0	3,729,378	0	35,064	14,149,051	3,330,781	0	0	0	0	0	14.8		
過年度分																						
現年度分																						
小計			1,852,208	1,453,611	0	0	6,287	41,351	0	398,597	0	0	14,149,051	3,330,781	0	0	0	0	0	78.4		
合計			5,802,998	2,038,556	0	0	6,287	41,351	0	3,764,442	0	35,064	14,149,051	3,330,781	0	0	0	0	0	35.2		
その他																						

A = (前年度末償還期未到来分) + (過年度分調定額) = (16,001,259+0) + (3,909,439) = 19,910,698

28 生活保護業務 該当なし

29 社会福祉施設に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

- ・母子生活支援施設 1年に1回
- ・老人福祉施設 1年に1回

(養護老人ホームと軽費老人ホームは実地又は書面で行う。特別養護老人ホームは介護保険法上の指導・監査結果、及び近年の実施状況を踏まえて実地監査を決定。)

\* 当年度重点指導監査事項

- ・母子生活支援施設
  - ア 前回の指導監査における指摘事項
  - イ 施設における最低基準等の遵守状況の確認
  - ウ 施設における財務管理状況の確認
  - エ 各種通知等により遵守が求められている事項の確認
- ・老人福祉施設
  - ア 衛生管理及び対策(食中毒・感染症・熱中症)
  - イ 防災及び防火対策
  - ウ 災害時の警戒避難対策の整備状況
  - エ 虐待防止の体制
  - オ 会計経理の体制

(単位：施設、件) (平成28年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指摘事項		主な改善指摘事項の概要
		施設数	件数	
母子生活支援施設	2	2	8 (文書指摘は1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援計画に基づき、目標達成に向けたより具体的な支援となるよう検討し、職員で共有し、て、具体的な内容となるよう検討し、本人同意のうえによる支援を行うこと。</li> <li>・共有トイレではタオルは共有せず、使い捨てペーパータオルの使用など衛生管理に努めること。</li> </ul>
老人福祉施設	15	15	117 (文書指摘は52)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経理について適正な措置を講じること。(13件)</li> <li>・事故発生に対する措置を講じること。(5件)</li> <li>・身体拘束に対する措置を講じること。(3件)</li> <li>・感染症に対する措置を講じること。(3件)</li> </ul>

### 30 特定給食施設に対する指導の状況

#### \* 対象施設の選定方針

《対象施設》 健康増進法に係る給食施設に関する事務取扱要綱に基づく届出により、把握している特定給食施設及びその他の給食施設。

《選定基準》 新規届出施設、管理栄養士・栄養士未配置施設、新任管理栄養士・栄養士のみの施設、過去の指導事項多数の施設、長期巡回未実施の施設

※病院については、医療法により、立入検査の対象となった施設

#### \* 指導実施体制

・栄養士 1名

#### \* 当年度重点指導事項

・PDCAに基づく栄養管理状況の確認

(単位:施設、件) (平成28年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
特定給食施設	病院 10	3	3	・常食のビタミンB1等の給与量が低めのため、献立内容の見直しを行うこと。(3件)
	老人福祉施設 1	1	1	・塩分の給与量が目標より少し高めであるため、献立を見直し、減塩の工夫を行うこと。(1件)
	児童福祉施設 8	5	7	・栄養士の配置に努めること。(3件) ・献立表に栄養価を表示し、利用者に栄養に関する情報の提供を行うこと。(1件) ・食物繊維が目標量より若干低めのため、充足するよう献立を工夫すること。(1件) ・提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに、身体状況の変化を把握するなどし、これらの総合的な評価を行い、その結果に基づき、食事計画の改善を図ること。(2件)
	社会福祉施設 1	1	1	・常食の栄養給与量について、カルシウム、ビタミン(A,B1,B2,C)、食物繊維が低めのため、献立内容の見直しを行うこと。(1件)
その他給食施設	老人福祉施設 3	0	0	
	児童福祉施設 6	3	3	・提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに、身体状況の変化を把握するなどし、これらの総合的な評価を行い、その結果に基づき、食事計画の改善を図ること。(2件) ・献立表に栄養価し、利用者に健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。(1件)
計	29	13	15	

\*平成27年9月18日の事務連絡「衛生行政報告例における認定こども園の取扱いについて」(厚労省健康局がん対策・健康推進課栄養指導室)により、従来「その他」に分類していた認定こども園については、「児童福祉施設」に分類し計上。

3 1 健康に関する事業の実施状況

(1) 健康づくり文化創造事業

事業概要	成果	今後の課題
<p>○健康づくり応援施設事業 運動・食事・禁煙について、県民の健康づくりを支援する施設又は店舗を認定し、その取組みを情報発信することにより、県民の関心を喚起し、地域において健康づくりに取組みやすい環境を整備。</p>	<p>・応援施設認定数 (H27年度認定・取消) 運動：7（認定：0） 食事：42（認定0、取消：0） 禁煙・分煙：655 (認定：85、取消：0)</p>	<p>〈運動〉 ・認定基準や対象となる施設を再確認し勧奨する。 〈食事〉 ・禁煙施設と併せて勧奨する。 〈禁煙〉 ・各市町、関係団体等の協力を得て、公的施設、医療機関の100%認定を目指す。 ・認定施設と連携し、効果的な情報発信を行う。</p>
<p>○世界禁煙デーキャンペーン とっとり喫煙問題研究会等と共催で、たばこの害について普及啓発するとともに、禁煙について考える機会となるようキャンペーンを実施。 日時：5月31日（日） 13時～15時30分 場所：イオンモール鳥取北 内容：パネル展示、禁煙相談、肺年齢チェック、呼気中一酸化炭素濃度測定、啓発物配布、クイズラリー、貯金箱作成等 【参加者150名】</p>	<p>・子ども向けのコーナーを設置したことにより、買い物途中の家族連れ等が足を止めて展示を見たり、相談、測定をする等多くの県民へ啓発ができた。 ・クイズラリーの答えが展示物の中にあるため、参加者がパネルや展示物を見ながら回答することから、たばこの影響について考える機会となった。 ・禁煙相談に併せて、ニコチンパッチの処方（無料）を行い、禁煙のきっかけとなった。</p>	<p>・イベント時のアンケートにより、ポスターやチラシによる事前のPRの効果が薄いことが分かった。そのため、事前PRを強化するよりも、当日来店した買い物客の集客について工夫をしていく。</p>
<p>○糖尿病予防対策連携強化事業 ①糖尿病予防対策検討会 より効果的に事業が推進できるよう圏域の関係者で検討会を1回開催。 参加者：医師、歯科医師、薬剤師、保健師、栄養士等 【参加者24名】 日時：2月16日（火） 内容：①報告・情報提供（各機関の取組について） ②協議（来年度に向けての東部圏域での連携方策について） ②平成27年度東部圏域糖尿病研修会 糖尿病対策に取り組む関係機関職員の資質向上を図るため、地域の専門職を対象に、講演会を1回開催。 27年度は検討会と同時開催。 日時：2月16日（火） 内容：講演：慢性腎臓病について（糖尿病腎症の予防対策の重要性） 【参加者25名】</p>	<p>・初期治療へのつなぎの部分、また治療中断者を防ぐための各連携機関の連携の重要性を共通認識できた。  ・末期腎不全患者と心血管病を減らすために、早期の段階で慢性腎臓病の予防策が必要であることを理解した。 ・検診結果で糖尿病の疑いのある者は早期に受診勧奨し、合併症である糖尿病性腎症の発症を予防することが重要であり、そのためにかかりつけ医と地域の専門職の連携は大切であることを共通認識した。</p>	<p>・糖尿病対策を進める上で、医療関係者・各市町等との連携は重要であるため、今後も継続して協議会等を開催する。まずは、実態把握のために、住民の未受診の理由について把握し、その結果をもとに対策を考えていく必要がある。</p>

事業概要	成果	今後の課題
<p>③ 世界糖尿病デー関連イベント</p> <p>世界糖尿病デーの周知及び糖尿病に対する知識を深めるとともに、日頃から健康を意識した生活習慣への改善と実践に向けた動機づけにつなげることを目的に開催。</p> <p>・日時：10月31日(土)</p> <p>場所：イオン鳥取北店</p> <p>内容：①展示コーナー</p> <p>②糖尿病クイズラリー、専門職によるクイズ解説、啓発物(万歩計)配布</p> <p>③健康相談(医師、歯科医師、薬剤師、栄養士)</p> <p>④歯周病スクリーニング(生活歯援プログラム)</p> <p>⑤キッズ向き釣り堀コーナー</p> <p style="text-align: right;">【クイズラリー参加者115名】</p> <p>・日時：11月13日(金)、11月23日(月)</p> <p>場所：鳥取市役所駅南庁舎1階(11/13)</p> <p>さざんか会館3階(11/23)</p> <p>内容：①糖尿病クイズの実施</p> <p>②参加者へ啓発物(万歩計)配布</p> <p style="text-align: right;">【参加者52名】</p>	<p>・アンケートからも「糖尿病の勉強となった。知らなかった事を知れて良かった。」と答えている参加者が多く、普及活動は効果的であった。</p>	<p>・糖尿病についての知識の普及啓発のための効果的な活動を進めていく必要がある。</p>

## (2) 女性の健康づくり支援事業

事業概要	成果	今後の課題
<p>○健康相談</p> <p>女性が一人で悩まず、身近な機関として気軽に相談できるよう実施。</p> <p>方法：保健師による面接、電話相談</p> <p>相談件数：601件</p> <p>(思春期2件、不妊580件、妊娠6件、その他13件)</p>	<p>・不安の軽減に努め、必要な方には、専門機関への相談・受診勧奨を行った</p>	<p>・特に、望まない妊娠・出産に係る相談は対応に苦慮するケースも多いため、相談対応者のスキルアップが必要である。</p>

## (3) 母子保健事業

事業概要	成果	今後の課題
<p>○市町村の母子保健事業の推進</p> <p>・各市町での母子保健体制の情報共有・情報交換の機会を設けることを目的に連絡会を1回開催。</p> <p>日時：8月12日(水)</p> <p>内容：事例検討、意見交換：子育て世代包括支援センターについて、児童虐待防止対策、中山間地域等の安心出産支援事業について 等</p> <p style="text-align: right;">【参加者16名】</p> <p>・市町母子保健担当保健師のレベルアップと資質向上を図ることを目的に研修会を1回開催。</p> <p>※歯科保健関係者研修会と合同開催</p> <p>日時：11月27日(金)</p> <p>内容：講演 デンタルネグレクトの子どもたち</p> <p>鳥取県歯科医師会 清水達哉氏</p> <p>情報提供</p> <p style="text-align: right;">【参加者36名】</p>	<p>・連絡会は、主に虐待防止対策について情報交換し、早期訪問に対する認識不足や妊娠届出のない者、健診未受診者、訪問拒否、連絡の取れないケースへの対応が課題であることを担当者間で確認できた。</p> <p>・研修会は、アンケート結果から参加者の理解を深めることができた。</p>	<p>・今後も必要に応じて円滑に事業が推進できるよう支援していく。</p>



## (5) 不妊治療費助成金交付事業

(単位：件)

区 分	申請件数	交付決定件数
特定不妊治療費助成金	477	477
人工授精助成金	103	103
計	580	580

## (6) 食育推進普及事業

事業概要	成果	今後の課題
<p>○食育地域ネットワーク強化事業</p> <p>&lt;目的&gt; 県民の健全な食習慣の定着等を推進するため、幅広い分野の食育実践者同士のネットワークづくり、資質向上、食育活動の地域への定着等を図る。</p> <p>&lt;実績&gt;</p> <p>(1) 交流会</p> <p>①平成27年度東部地区児童福祉施設等食育関係者交流会 期 日：平成27年9月10日 会 場：東部福祉保健事務所 参加者：71名 内 容：行政説明、講演、実践報告(1例)、グループワーク、まとめ</p> <p>②平成27年度東部地区食育交流会 期 日：平成28年1月28日 会 場：鳥取県福祉人材研修センター 対 象：圏域の食育関係者(食品事業者、教育関係者) 参加者：65名 内 容：講演、実践報告(3例)、まとめ ※ワークショップ「味覚の教室」を併せて開催(参加者8名、同日半日)</p> <p>(2) 意見交換会</p> <p>○東部圏域食育推進情報交換会 開催日：平成27年8月5日 場 所：東部庁舎 参加機関：県教育委員会、東部関係機関、鳥取市保健センター(オブザーバー) 内 容：概要説明(とっとり食育プラン)情報交換、意見交換 【参加者8名】</p>	<p>(1)</p> <p>①関係者が現場で活用できる具体的な内容であり、今後の食育活動に生かされるものであった。またグループワークでは、職域を越えた意見交換ができた。</p> <p>②関係者の交流を図るとともに、食育の取組みが地域を活性化し、結果的に健康につながることを周知することができた。またワークショップにより、テイスティングの手法について体験を通じ学ぶとともに、味覚の大切さについて啓発できた。</p> <p>(2)</p> <p>・当日は情報交換・質疑応答を通じ、関係機関の取組についての理解を深められた。特に、学校等の取組について活発な意見交換ができた。</p>	<p>・圏域の交流会は、分野を問わない関係者を対象としているが、当日は児童福祉施設等関係者が参加者の大半を占める状況にあり、周知方法に工夫が必要。</p> <p>・県のプランは「体験」を重視しているため、今後もワークショップ等を開催していきたい。(交流会アンケートにも同様の意見有り)</p> <p>・食育をより効果的に行うため分野を限定せず、学校や病院の栄養士も参加する情報交換会を開催できないか検討したい。</p>



(7) 歯科保健事業

事業概要	成果	今後の課題
<p>○新歯科保健対策（8020 運動）推進事業</p> <p>① 東部地域歯科保健推進協議会 平成 27 年 10 月 16 日 委員数：8 名 地域における歯科保健機関が相互に連携して情報交換を行い、歯科保健対策の効果的方法等の検討を行う。</p> <p>② 東部地域歯科保健関係者研修会 平成 27 年 11 月 27 日 地域歯科保健事業の推進基盤となる人材を育成するための研修会を開催し、8020 運動の推進を図る。 内容： 「デンタルネグレクトの子どもたち」 東部歯科医師会理事 清水達哉 「児童虐待について」 県福祉相談センター 花川所長 【参加者 36 名】</p> <p>③親子のよい歯のコンクール（第一次審査） 平成 27 年 6 月 4 日 よい歯の親子を表彰することで、8020 運動の推進を図る。 表彰：最優秀賞 2 組、優秀賞 4 組 → 最優秀組は県審査（第二次審査）へ推薦</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関の取組状況についての確認と今後の課題について共通認識できた。</li> <li>・各委員に、生活歯援プログラムを体験していただいた。</li> <li>・むし歯が多い子には親の育児放棄が原因となる場合があり、むし歯からネグレクトを発見できるケースを保育士、歯科衛生士等に研修することができた。</li> <li>・児童相談所の役割と虐待通報の流れ等について、歯科保健関係者に周知することができた。</li> <li>・表彰をすることで幼児期からの歯科保健意識の啓発を行うことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児～学齢期の課題 むし歯予防フッ化物洗口について、保育所での取り組みは広がっているものの、学校での取り組みが進まない。</li> <li>・成人期の課題 働き盛りの歯周疾患検診の受診率が低く、歯科対策が薄いため、職域との連携強化が必要。 歯周病スクリーニングの普及が必要。</li> <li>・むし歯や歯周病は、ライフステージや生活習慣と関係が深いことを広く普及啓発する必要がある。</li> <li>・テーマの選定を早めに歯科医師会と調整する。</li> <li>・各市町における対象者の選出及びPR方法について検討する必要がある。</li> </ul>
<p>○歯と口腔の健康づくり推進事業</p> <p>①デンタルプロフェッショナル派遣事業 目的：学童期に罹患しやすい虫歯を減少させるため、学校歯科保健対策の強化を図る。 モデル校：2 校（宝木小学校、逢坂小学校） 内容： ・むし歯罹患率が高く、むし歯予防に取り組む小学校を支援するため、歯科医師・歯科衛生士をモデル校へ派遣（年 3 回×2 校） ・モデル校との検討会 歯科保健関係者との連絡調整 歯科健康教育に係る媒体作成 モデル校での健康教育の実施</p> <p>②職域・地域における歯周疾患検診促進パイロット事業 目的：歯周病罹患率の減少させるため、事業所等の歯科保健対策の強化を図る。 実施事業所：中国電力（2 回、支援レター） 実施市町村：岩美町（2 回） 内容： ・歯周病スクリーニングを行い歯科受診勧奨を行った （生活歯援プログラム、だ液検査） ・歯科健康教育（歯周病予防、フロス、歯間ブラシの指導） ・事前と事後評価の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・むし歯予防のための歯みがき指導を行い、また食べる力を育むためのお口を使った遊びや早口言葉等の口腔機能の知識を学習することができた。</li> <li>・歯周病予防教育の機会が少ない 40 歳以上の者にフロス、歯間ブラシの実技を行うことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国と比べて小学生のむし歯が多いことが課題。（全国：50.7%、鳥取県 56.1%）</li> <li>・学校でむし歯予防教育ができる人材の確保と活用が今後必要。</li> <li>・むし歯予防のためのフッ素の利用について関係者の理解が必要。</li> <li>・働き盛り世代は、歯科検診の受診機会が少ないことが課題。</li> <li>・40 歳以上の県民 8 割が罹患している歯周病だが、予防教育を受ける機会が少ないため、今後、職域や市町村と連携が必要。</li> </ul>

(8) がん対策推進事業

主な事業に関する調べに記載

(9) がん検診推進パートナー企業認定状況

	目 標	認 定 済	達成率
企業数等	50社	54社(4,051人)	108%

(10) 医療相談等対応状況

(単位：件) (平成28年3月31日現在)

相談件数	相談内容(重複あり)					
	治療	薬剤	接遇	料金	事故	その他
17	8	1	1	1	0	6

3.2 医療施設等の検査等の状況

(1) 医療関係施設の立入検査の状況

\* 対象施設の選定方針

病 院：2年に1回実施する。なお、前年度検査で文書指摘のあった病院についても実施する。

診療所：有床診療所は3年に1回(療養病床がある場合は2年に1回、無床診療所は5年に1回実施する。)

また、開設時に実施する。

\* 検査実施体制

病 院：医師1名、保健師1名、薬剤師1名、放射線技師1名、栄養士1名、事務1名

診療所：薬剤師1名、放射線技師1名、事務1名(有床診療所については保健師1名、栄養士1名)

\* 当年度重点検査事項

診療所・歯科診療所が自己点検した点検表を県が書類審査することをもって、医療法第25条に基づく報告の徴収としての取扱とすることとなり、立入検査とは別に、書類審査も取り入れ実施した。

書類審査による医療施設 39件(一般診療所：23ヶ所、歯科診療所16ヶ所)

(単位：施設、件) (平成28年3月31日現在)

区 分	対象施設数	検査施設数	不備事項件数等		不 備 事 項 等 の 概 要			
			施設数	件数	処分等件数			
					処 分	告 発	指 導	
病 院	14	10	4	6	-	-	6	・医療法申請の未提出 ・職員の定期健康診断の未受診 ・病室の定員超過 ・各種指針、医薬品の手順書の未作成 ・医薬品の保管方法等の不備 ・放射線障害が発生する恐れのある場所の測定が未実施
一般診療所	193	20	17	38	-	-	38	
歯科診療所	110	5	4	5	-	-	5	
衛生検査所	4	4	-	-	-	-	-	
そ の 他	167	11	-	-	-	-	-	
合 計	488	50	25	49	-	-	49	

(2) 薬事監視の状況

- \* 対象施設の選定方針
  - ・平成27年度薬事関係監視目標により実施
- \* 検査実施体制
  - ・薬事、毒物劇物監視員（2名）
- \* 当年度重点検査事項
  - (医薬品医療機器法)
    - ・員数不足の薬局に対する指導
    - ・いわゆる健康食品等の広告取締、事前指導
  - (毒物劇物取締法)
    - ・農業用毒物劇物販売業者の立入検査
    - ・販売業者における法定遵守事項の徹底

(単位：施設、件) (平成28年3月31日現在)

区分	対象 施設数	検査 施設数	違反等の 件数等		違反事項等の概要				主な不備事項等の概要	
			施設 数	件 数	処分等件数					
					処 分	告 発	始 末 書	そ の 他		
医薬品	薬局	100	66	5	5	-	-	-	5	【薬局】 ・員数不足 ・営業所の管理簿なし  【化粧品】 ・表示違反  【高度管理医療機器】 ・管理者の継続研修の未実施 ・販売記録なし
	製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	
	専門薬局	14	11	-	-	-	-	-	-	
	製造販売業	1	-	-	-	-	-	-	-	
	専門薬局	13	11	-	-	-	-	-	-	
	一般販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売販売業	27	15	-	-	-	-	-	-	
	店舗販売業	60	24	-	-	-	-	-	-	
	薬種商販売業	3	1	-	-	-	-	-	-	
	特例販売業	1	-	-	-	-	-	-	-	
	配置販売業	6	2	-	-	-	-	-	-	
	配置従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	
	業務上取扱施設	-	-	-	-	-	-	-	-	
医薬部外品	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	業務上取扱施設	-	-	-	-	-	-	-	-	
化粧品	製造業	1	3	1	1	-	-	-	1	
	製造販売業	1	3	1	1	-	-	-	1	
	販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	業務上取扱施設	-	3	-	-	-	-	-	-	
医療機器	製造業	4	3	-	-	-	-	-	-	
	製造販売業	5	1	-	-	-	-	-	-	
	高度医療機器販売等	125	36	4	4	-	-	-	4	
	管理医療機器販売等	595	16	-	-	-	-	-	-	
	修理業	20	5	-	-	-	-	-	-	
業務上取扱施設	-	-	-	-	-	-	-	-		
毒物劇物	製造業	2	1	-	-	-	-	-	-	
	一般販売業	132	49	-	-	-	-	-	-	
	農薬用品目販売業	39	16	-	-	-	-	-	-	
	特定品目販売業	1	-	-	-	-	-	-	-	
	業務上取扱者	2	-	-	-	-	-	-	-	
合計	1,153	266	11	11	-	-	-	11		

3.3 感染症等に関する業務の状況

(1) 結核予防の状況

ア 結核登録者の状況

(単位：人)

(平成28年3月31日現在)

区分	本年度中登録				本年度中登録除外						年度末登録数
	新規	再登録	転入	計	観察不要	死亡	転症	転出	その他	計	
H23年度	56 (29)	- (-)	1 (-)	57 (29)	14	10	5	-	-	29	103
H24年度	62 (27)	1 (-)	- (-)	63 (27)	14	9	1	5	-	29	137
H25年度	50 (14)	- (-)	5 (1)	55 (15)	42	13	3	3	1	62	130
H26年度	47 (8)	- (-)	5 (1)	52 (9)	26	5	3	3	3	40	142
H27年度	43 (12)	1 (-)	2 (-)	46 (12)	31	13	2	6	2	51	137

注 ( ) は、潜在性結核感染症の再掲である。

イ 結核患者接触者健康診断、結核登録者精密検査実施状況

(単位：人)

(平成28年3月31日現在)

区分	実施機関名	受診人員	ツバクリン反応	胸部エックス線撮影者数	結核検査者数		IGRA検査者数	被発見者数	
					とまつ	培養		結核(確定例)	潜在性結核感染症
接触者健康診	保健所	-	-	-	-	-	-	-	-
	委託	250	-	79	-	-	171	-	5
	その他	228	-	103	-	-	125	-	2
	計	478	-	182	-	-	296	-	7
・実対象人数：464人 実受診者数：404人 ・受診率：87.1%									
結核登録者精密検査	保健所	-	-	-	-	-	-	-	-
	委託	136	-	136	-	-	-	-	-
	その他	24	-	24	-	-	-	-	-
	計	160	-	160	-	-	-	-	-
・実対象人数：121人 実受診者数：109人 ・受診率：90.1%									
計	保健所	-	-	-	-	-	-	-	-
	委託	386	-	215	-	-	171	-	5
	その他	252	-	127	-	-	125	-	2
	計	638	-	342	-	-	296	-	7
・実対象人数：585人 実受診者数：513人 ・受診率：87.7%									

(2) 感染症の発生等の状況(結核を除く)

(単位：件、人)

(平成28年3月31日現在)

区分	発生状況	疫学調査件数			集団発生件数	備考				
		件数	患者数	死亡者数			調査件数	調査人数	検査件数	発見患者数
3類	腸管出血性大腸菌感染症	3	4	-	3	5	8	1	(-)	
4類	日本紅斑熱	10	10	-	16	16	43	10	(-)	
4類	つつが虫病		3	-	-	-	-	-	(-)	
4類	レジオネラ症	2	2	-	2	2	2	-	(-)	
4類	デング熱	2	0	-	2	2	4	-	(-)	
5類	アメーバ赤痢	2	2	-	-	-	-	-	(-)	
5類	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	2	2	-	-	-	-	-	(-)	
5類	クロイツフェルト・ヤコブ病	1	1	-	-	-	-	-	(-)	
5類	後天性免疫不全症候群	3	3	-	3	3	1	1	(-)	
5類	侵襲性肺炎球菌感染症	2	2	-	-	-	-	-	(-)	
5類	播種性クリプトコックス症	1	1	-	-	-	-	-	(-)	
5類	破傷風	1	1	-	-	-	-	-	(-)	
5類	風しん	1	1	-	1	1	1	-	(-)	
5類	麻しん	2	-	-	2	2	6	-	(-)	
5類	手足口病	1	12	-	1	248	-	-	(1)	
5類	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	5	70	-	5	824	-	-	(5)	
5類	流行性角結膜炎	3	46	-	3	741	-	-	(3)	
5類	インフルエンザ	156	1571	-	156	11656	-	-	(156)	
5類	感染性胃腸炎	24	394	-	24	4238	25	22	(24)	
計		224	2125	-	218	17,738	90	34	(189)	

## (3) エイズ及び性感染症の相談・検査の状況

(単位：人) (平成28年3月31日現在)

区分	エイズ			梅毒			クラミジア感染症			合計			
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	
相談	電話	6	1	7	-	-	-	-	-	-	6	1	7
	来所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(迅速検査再掲)	(100)	(57)	(157)										
検査	147	101	248	80	68	148	82	72	154	309	241	550	

## (4) 肝炎の相談・検査・治療費助成の状況

(単位：件) (平成28年3月31日現在)

相談件数	検査件数 (医療機関分再掲)	肝炎治療特別推進事業	
		肝炎治療受給者証交付申請件数 (新規件数再掲)	肝炎インターフェロン・インターフェロンフリー・ 核酸アナログ製剤治療費申請件数
10	1,329 (1,229)	504 (238)	13

## (5) 感染制御地域支援ネットワーク事業実施状況

(単位：件) (平成28年3月31日現在)

感染制御相談							会議	研修会
件数	相談区分(重複あり)						回数：9回 内容： 会議1回 情報交換会4回 準備会4回	回数：1回 内容：参加者68人 講演「WHO手指衛生ガイドラインから 院内感染対策を学ぶ」 講師：新潟勤労者医療協会下越病院 麻酔科部長 市川高夫氏
	感染症全般	感染症事例	感染管理組織	感染予防技術	環境管理	その他		
1				1				

## 3.4 原爆被爆者健康手帳交付者及び手当受給者の状況

(単位：人) (平成28年3月31日現在)

区分	健康手帳 交付者数	手当受給者数				
		医療特別 手当	特別手当	健康管理 手当	保健手当	介護手当
H23年度	123	2	1	102	4	-
H24年度	118	2	1	98	4	-
H25年度	112	2	1	92	5	-
H26年度	102	1	1	84	5	-
H27年度	96	2	-	77	5	-

## 3.5 難病患者の状況

(単位：人) (平成28年3月31日現在)

区分	指定難病 受給者証 所持者数	鳥取県特定疾患 訪問看護治療研 究事業対象患者 (※1)	小児慢性 特定疾患 受給者証 所持者数	難病患者医療 相談者数 (※2)
H23年度	1,290	1	173	22
H24年度	1,335	1	175	114
H25年度	1,430	1	181	58
H26年度	1,429	1	189	53
H27年度	1,572	1	194	53

注(1) (※1) 鳥取県特定疾患(在宅人工呼吸器使用患者)訪問看護治療研究事業の対象者を記載(再掲)する。

(2) (※2) 相談会等への参加者数を記載すること。

3 6 身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況

(単位：回数、人) (平成28年3月31日現在)

区 分	定 期 相 談			巡 回 相 談		
	計画回数	実施回数	相談者数	計画回数	実施回数	相談者数
H23年度	39	36	277	—	—	—
H24年度	39	37	280	—	—	—
H25年度	39	36	283	—	—	—
H26年度	39	37	267	—	—	—
H27年度	39	36	264	—	—	—
内 訳	整形	24	24	165	—	—
	耳鼻科	12	12	99	—	—
	眼科	3	—	—	—	—
	内科	—	—	—	—	—

3 7 身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(単位：件) (平成28年3月31日現在)

	実人員	相 談 内 容 ( 延 )								判 定 内 容 ( 延 )				
		更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
来所	456	230	204	24	—	—	—	—	458	533	—	—	—	533
巡回	20	—	17	—	—	—	—	3	20	3	—	—	—	3
電話等	3	—	5	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—
合計	479	230	226	24	—	—	—	3	483	536	—	—	—	536

3 8 知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況

(単位：件) (平成28年3月31日現在)

区 分	軽度	中度	重度	最重度	その他	合計
H23年度	92	61	27	32	1	213
H24年度	100	58	34	26	—	218
H25年度	87	63	31	40	4	225
H26年度	99	53	27	25	4	208
H27年度	101	44	40	36	5	226

3 9 知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(単位：件) (平成28年3月31日現在)

	実人員	相 談 内 容 ( 延 )									判 定 内 容 ( 延 )				
		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
来所	287	—	—	—	—	7	—	226	82	315	28	198	—	—	226
巡回	28	—	—	—	—	—	—	26	2	28	—	26	—	2	28
電話等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	315	—	—	—	—	7	—	252	84	343	28	224	—	2	254

4 0 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等 該当なし

(2) 監査委員事務局に対する要望等 該当なし